

令和6年度

苫小牧船舶通航信号所  
I T V装置改良改修工事  
仕様書

第一管区海上保安本部

## 第 1 章 工事概要

- 1.1  
工事名称 苫小牧船舶通航信号所 I T V 装置改良改修工事
- 1.2  
施工場所 苫小牧船舶通航信号所  
(1) 苫小牧信号所 北海道苫小牧市港町 1 - 1  
(2) 勇払信号所 北海道苫小牧市晴海町 1 番地  
(3) 苫小牧海上保安署 北海道苫小牧市港町 1 - 6 - 1 5
- 1.3  
履行期限 令和 7 年 3 月 2 5 日
- 1.4  
工事概要  
(1) 苫小牧信号所  
・ 機器仮設（撮影機部）工事  
・ 機器設置工事  
・ 配線工事  
・ 撤去工事  
・ 試験調整  
(2) 勇払信号所  
・ 機器仮設（撮影機部）工事  
・ 機器設置工事  
・ 配線工事  
・ 撤去工事  
・ 試験調整  
(3) 苫小牧海上保安署  
・ 機器設置工事  
・ 配線工事  
・ 撤去工事  
・ 試験調整
- 1.5  
管理事務所等  
(1) 管理事務所  
事務所名：室蘭海上保安部交通課  
所在地：北海道室蘭市入江町 1 番地 1 3  
TEL：0 1 4 3 - 2 3 - 0 1 1 8  
(2) 仕様の問合わせ先  
事務所名：第一管区海上保安本部交通部整備課  
所在地：北海道小樽市港町 5 番 2 号  
TEL：0 1 3 4 - 2 7 - 0 1 1 8

## 1.6

### 支給品

支給品及び引渡し場所については下記のとおりとする。

品目	規格	数量	支給時期
船舶動静監視テレビ装置	WET-13D (苫小牧信号所) (勇払信号所)	2式	令和6年12月 10日～ 令和7年1月 20日
I T V運用装置	OEW-14C (苫小牧海上保安署)	1式	

#### 【引渡場所】

- (1) 船舶動静監視テレビ装置(WET-13D)
  - ・ 苫小牧信号所及び勇払信号所
- (2) I T V運用装置(OEW-14C)
  - ・ 苫小牧信号所及び苫小牧海上保安署

## 第2章 一般共通事項

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 2.1<br>適用事項             | 工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。  |
| 2.2<br>設計図書             | 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。   |
| 2.3<br>監督職員             | 監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。   |
| 2.4<br>疑義に対する協議         | 設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。  |
| 2.5<br>現場の納まりなどの関係による協議 | 現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。  |
| 2.6<br>官公署その他への手続き      | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 港則法適用海域において海上工事を施工する場合、「工事許可申請書」を管轄する海上保安部署へ提出し許可を受ける。</li><li>(2) 港則法適用海域外において海上工事を施工する場合、「工事のお知らせ」を管轄する海上保安部署へ提出する。</li><li>(3) 工事において交通船を使用する場合は、海上運送法の「不定期航路事業の届出」を行っている船舶を使用する。</li><li>(4) この他に工事の施工に必要な官公署その他の関係機関への手続は速やかに実施する。</li></ol> |
| 2.7<br>現場代理人及び主任技術者     | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。</li><li>(2) 現場代理人及び主任技術者は、経歴書を監督職員に提出する。</li></ol>  |
| 2.8<br>工事現場の安全衛生管理      | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令に従いこれを行う。</li><li>(2) 工事現場において、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。</li></ol>   |
| 2.9<br>災害及び公害の防止        | 工事施工に伴う災害の防止は、関係法令に従い適切に処理するとともに、次の事項を守らなければならない。 <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</li><li>(2) 公害の防止に努める。</li></ol>  |

	(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は、公害の発生する恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。
2.10 臨機の処置	災害又は、公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
2.11 養生	在来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染又は、損傷の恐れのあるものは、適正な方法で養生を行う。
2.12 実施工程表	契約後、速やかに実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
2.13 施工計画書	監督職員の指示により、施工計画書の作成を求められたときは、速やかに作成し、監督職員に提出し、承諾を受ける。
2.14 施工図、原寸図、見本等	施工図、原寸図、見本等は、必要に応じて速やかに監督職員に提出し、承諾を受ける。
2.15 職方への指示	実施工程表、施工計画書、施工図、原寸図、見本等は関係する職方に周知徹底させる。
2.16 材料	<p>(1) 材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は、2.18(2)により使用承諾を受けたものとする。</p> <p>(2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。設計図書により「JIS（日本産業規格）の規格品」と指定された材料は JIS マークの表示のあるもの又は、JIS の規格証明書の添付されたものとする。</p> <p>(3) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出し、承諾を受ける。</p>
2.17 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。
2.18 材料の検査	<p>(1) 監督職員の検査は、材料種別ごとに行う。ただし、簡易な材料については、検査を省略することができる。</p> <p>(2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。</p>

<p>2.19 材料検査に伴う試験</p>	<p>(1) 試験は、次の場合に行う。  (a) 設計図書に定められた場合。  (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。</p> <p>(2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて製作する。</p> <p>(3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適正な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(4) 試験を完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。</p>
<p>2.20 施工</p>	<p>施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図、原寸図などに従って行う。</p>
<p>2.21 技能士</p>	<p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提示する。</p>
<p>2.22 施工の検査</p>	<p>監督職員の検査は、次の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。</p> <p>(1) 設計図書に定められた場合  (2) 監督職員の指示した工程に達した場合</p>
<p>2.23 施工の立会い</p>	<p>施工の立会いは、次の場合に行う。</p> <p>(1) 設計図書に定められた場合  (2) 監督職員が特に指示する場合  (3) 監督職員等の工事発注者側が現場立会いに交通船が必要な場合は、2.6(3)の届出をしている船舶を使用する。</p>
<p>2.24 施工に伴う試験</p>	<p>施工に伴う試験は、次の場合に行う。</p> <p>(1) 設計図書に定められた場合  (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合</p>
<p>2.25 後片付け</p>	<p>工事完成に際しては、建築物の内外の後片付け及び清掃を行う。</p>
<p>2.26 工事報告</p>	<p>工事の進捗、材料の搬入・搬出、作業員の作業、気象条件などを記載した報告書を、原則として、毎週作成し、監督職員に提出する。</p>

## 2. 27

### 工事写真

- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
- (2) 工事写真の撮影用具は、デジタルカメラとする。  
なお、使用するカメラ仕様は「工事写真の撮り方」による。
- (3) 工事工程写真及び完成写真は、原則として、各1部ずつ監督職員に提出する。

## 2. 28

### 竣工検査

- (1) 現場代理人は、竣工検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。
- (2) 検査職員等の工事発注者側が現場検査に交通船等が必要な場合は2.6(3)の届出をしている船舶とする。

## 2. 29

### 官給品

官給品について、現場代理人又は主任技術者は次の措置を行う。

- (1) 官給品の引き渡しを受ける際には、事前にその旨を関係する施設管理者へ連絡する。
- (2) 官給品の引き渡しを受ける際には現場に立会い、品目及び受領数量を明らかにした「物品受領通知書」を監督職員に提出する。
- (3) 官給品の保管場所及び保管方法について監督職員より指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。
- (4) 官給品の使用が終了した際には、品目、使用数量及び残余数量を明らかにした「官給品物品精算書」を監督職員に提出する。

## 2. 30

### 撤去品

撤去品について、現場代理人又は主任技術者は次の措置を行う。

- (1) 撤去品の保管場所及び保管方法について監督職員より指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。
- (2) 撤去品の引き渡しを行う際には、事前にその旨を関係する施設管理者へ連絡する。
- (3) 撤去品を引き渡す際には現場に立会い、品目及び数量を明らかにした「撤去品等発生通知書」（請負業者で保管する期間がある場合は「預かり書」も含む。）を監督職員に提出する。

## 2. 31

### 発生材の処理

監督職員が特に指示するものを除き、発生材はすべて構外に搬出し、請負業者の責任において関係法令等に従い適切に処分する。

## 2.32

### 非常の処置

- (1) 工事の施工において、当庁の業務に支障をきたしてはならない。
- (2) 工事施工のため、やむを得ず当庁の業務に支障をきたす恐れのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。

## 2.33

### 異常現象への対応

請負者は、施工中における異常現象等に対する安全確保のため、次に示す事項など必要な措置を講じる。

- (1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておく。
- (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させる。
- (3) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

## 2.34

### 安全対策

第一管区海上保安本部が運用している海の安全情報・緊急情報の配信サービス等を活用し、津波、気象及び海上の各警報等について、迅速な情報入手に努める。

(参考：海の安全情報・緊急情報の配信サービス 配信登録ページ)

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>



PC・スマートフォン



携帯電話

※迷惑メール対策機能をご利用中の方は、ドメイン指定受信設定に「mics.kaiho.mlit.go.jp」を追加してください。



## 第3章 特記仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、工事一般共通事項又は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるものとする。

### 3.1 工事の部

#### 3.1.1

##### 一般事項

- (1) 施設の鍵を借用する必要がある場合、管理事務所に借用書を提出し、入退出の際は、管理事務所に連絡する。
- (2) 本工事は原則運用を継続しつつ実施するため、その施工手順書を作成し、監督職員に提示の上、承諾を得る。  
なお、苫小牧及び勇払信号所の信号装置については入力電源の供給を無停電電源装置からに変更するため、運用の休止については必要最小限に留めることとし、詳細については監督職員と十分に協議する。
- (3) 撤去品の廃棄処分は、指示あるものを除き、請負者の責任において適法処分とし、マニフェスト等の処分を確認出来る書面を監督職員に提出する。

#### 3.1.2

##### 機器仮設工事

本工事は業務を継続し行うため、既設機器（撮影機部）及び当該用架台を仮移設することから余長ケーブルを勘案し図示の位置に設置し、転落防止措置を施す。

なお、詳細な設置位置については監督職員と協議する。

#### 3.1.3

##### 機器設置工事

- (1) 図面に従い機器の設置を行う。
- (2) 苫小牧信号所及び勇払信号所の撮影機部は、精密機器であり、かつ鉄塔頂部踊場（地上 40m）に設置することからラフテレーンクレーンを使用するもとし、吊り上げる際は慎重かつ安全な方法で実施する。なお、不明な点については監督職員と協議する。
- (3) 苫小牧及び勇払信号所の制御部は付属のチャンネルベースを用いて水平且つ堅固に、既設ストラクチャーにより据付ける。
- (4) 苫小牧海上保安署の伝送部は付属のチャンネルベースを用いて水平且つ堅固に、製作の補強金物により据付ける。
- (5) 固定金具で固定できない機器、又は収納架等に收容しない機器は、固定バンド又はファスナー等により固定する。

3.1.4  
配線工事

- (6) 勇払信号所に設置の収納架を苫小牧信号所に移設設置し、隔測風向風速変換器を固定バンド又はファスナー等により固定する。
- (7) 苫小牧及び勇払信号所の無停電電源装置用バッテリー（支給品）の交換、取扱説明書による初期設定を行う。
- (8) 据付方法は特記なき場合は各機器の取扱説明書により実施する。

3.1.5  
撤去工事

- (1) 図面に従い配線及び接続を行う。
  - (2) 配線の末端処理は圧着端子又は専用のコネクタ等により確実に行い、導通及び絶縁を確認する。
  - (3) 配線には線名札を取り付け、機器名称及び端子番号等を明記する。
  - (4) 各筐体は、既設アース母線に接続する。
  - (5) 屋内から屋外間の配線は、既設貫通口に貫通金物等を使用し、貫通部分に防水処理を施す。
  - (6) 苫小牧及び勇払信号所の機械分電盤内のブレーカー（NE52C 50AF30A 日東製 又は同等品）各2個を交換する。
  - (6) 端子接続は、各装置の取扱説明書に従い確実に行う。
  - (7) 配線完了後、既設配線も含め体裁よく整理する。
- (1) 図面に従い次の機器及びケーブル等を撤去する。
- ① 船舶動静監視テレビ（WET-4A） 1式
  - ② 船舶動静監視テレビ（WET-5） 1式
  - ③ I T V運用装置（OEW-7） 1式
- (2) 撤去作業は、新機器への切替完了後、監督職員の指示により実施する。なお、撤去の際は既設機器・ケーブル、新設機器・ケーブルに損傷を与えないよう留意して実施する。
- (3) 機器撤去後の壁面、床面等の補修を行う。
- (4) 交換した無停電電源装置用バッテリーは、別途処分するため監督職員が指示場所に保管する。

3.2 試験調整の部(船舶動静テレビ装置及びITV運用装置)

3.2.1  
一般事項

設置した船舶動静テレビ装置及びI T V運用装置の試験調整は機器製造メーカーにより行う。

- (1) 本試験調整による業務休止は、原則実施しないが、業務休止が必要となる場合は、事前に監督職員に作業内容、業務休止時間等の資料を提出し承諾を得た後に実施する。

(2) 試験調整の実施に先立ち、次の内容を記述した計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。

- ① 試験調整概要
- ② 試験調整項目
- ③ 工程表
- ④ 試験調整手順書
- ⑤ その他必要事項

(3) 本試験調整は、製造業者の技術者により実施する。

(4) 関係機器に熟知した、専門知識を有する主任技術者を定め監督職員に提出する。

### 3.2.2

#### 単体試験調整

下記の単体試験調整を行う。

- (1) 機器据付状況の確認
- (2) 装置内部及び装置外部との配線確認
- (3) 各部電圧の測定
- (4) 制御部の操作表示部による次の動作確認
  - ① カメラ映像
  - ② 回転操作（上、下、左、右、回転速度）
  - ③ ズーム（望遠、広角）
  - ④ フォーカス（遠・近）
  - ⑤ ワイパー
  - ⑥ デフロスタ
  - ⑦ 電子ズーム
  - ⑧ ウォッシャー
  - ⑨ 逆光補正
  - ⑩ 霞除去
  - ⑪ 振動補正
- (5) 構成品の接続設定
  - ① レイヤー2スイッチ
  - ② エンコーダー
  - ③ タイトルジェネレータ
  - ④ 画像処理装置
  - ⑤ デコーダー
  - ⑥ 振動補正装置
- (6) I T V 運用装置との疎通確認
- (7) エンコーダーとデコーダーの映像伝送調整

### 3.2.3

#### 総合試験調整

I T V 運用装置の I T V 操作部より次の動作試験を行い、船舶動静監視テレビ装置の動作と合致していることを確認する。

- (1) カメラ選択・選択解除
- (2) カメラ電源
- (3) 回転操作（上、下、左、右、回転速度）
- (4) ズーム（望遠、広角）
- (5) フォーカス（遠、近）
- (6) ワイパー
- (7) デフロスタ
- (8) 電子ズーム
- (9) ウォッシャー噴射
- (10) 逆光補正
- (11) 霞除去
- (12) プリセット（登録・呼出）
- (13) 振動補正

#### 3.2.4

##### 機器取扱説明 等

海上保安庁職員に対し機器操作方法、定数設定方法、保守方法、動作原理、測定方法、運用方法等の説明を実施する。

なお、次の機器取扱い説明の実施に先立ち、実施計画書及び説明資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。

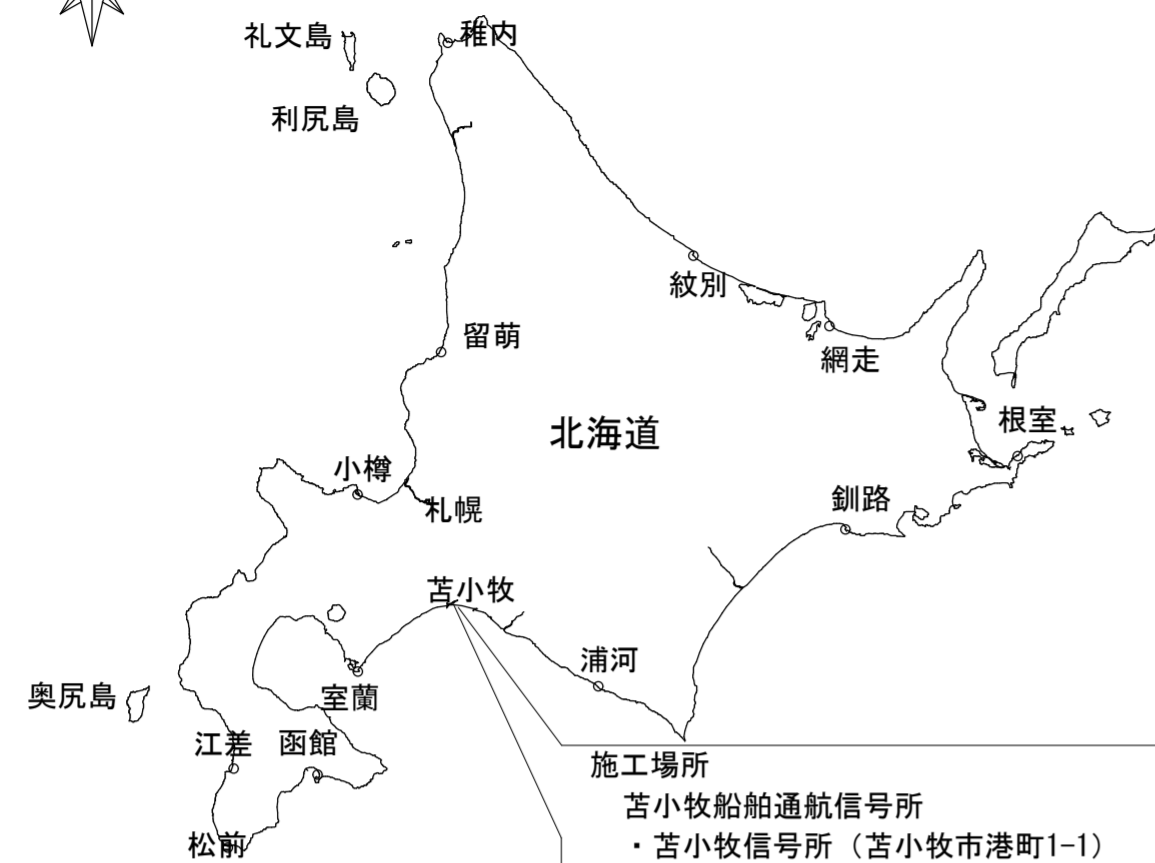
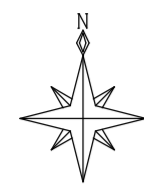
- (1) 船舶動静 I T V 装置（WET-13D）
- (2) I T V 信号運用装置（OEW-14C）

#### 3.2.5

##### 試験調整報告 書

試験調整完了後、次に示す書類をA4ファイルに整理し各2部提出する。なお、現地試験調整報告書はCDまたはDVDに取りまとめ、2式提出する。CDまたはDVDのデータは、汎用の表計算ソフト・ワードプロセッサソフトにて編集可能な形式とする。

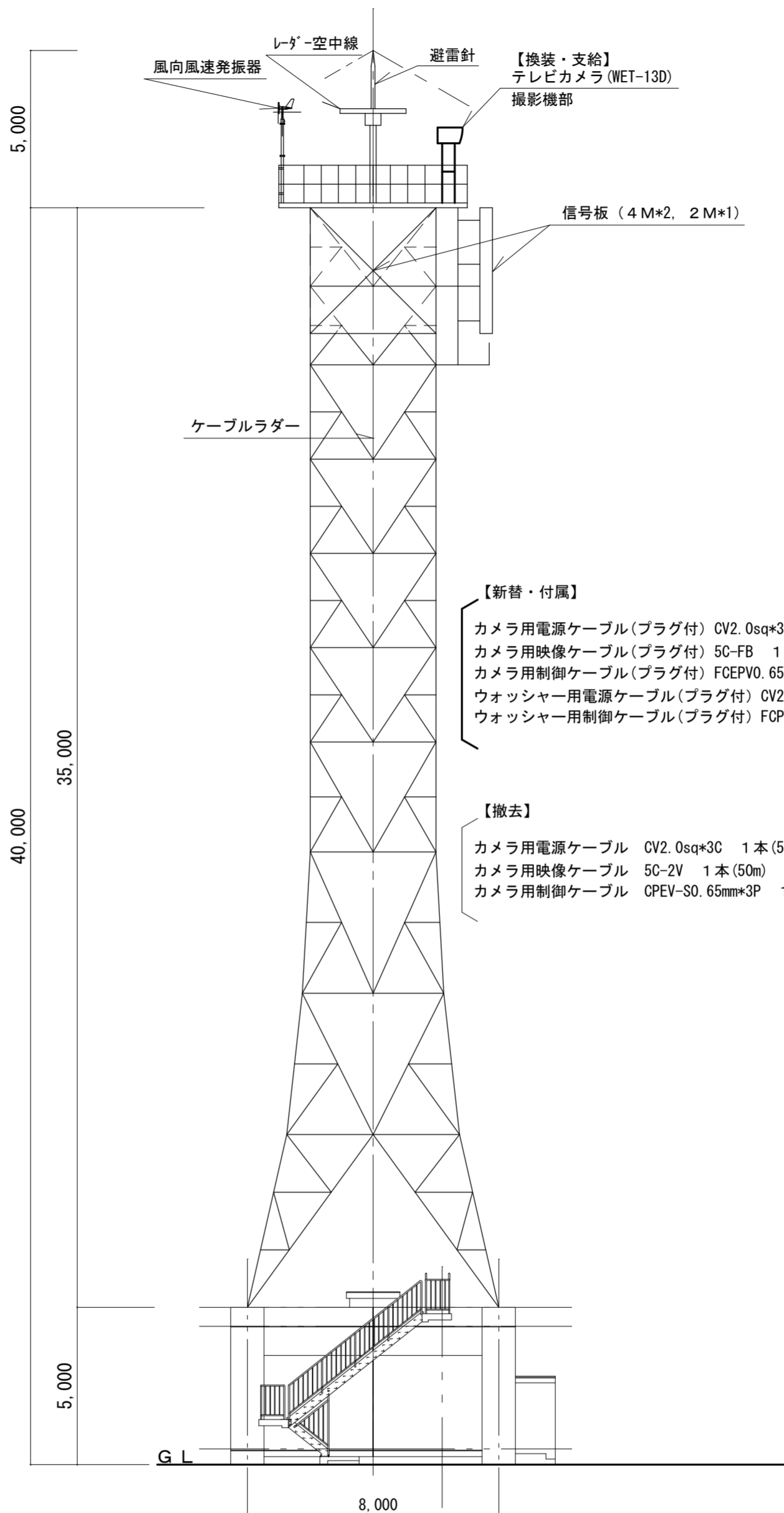
- (1) 目次・概要（システム構成図）
- (2) 現地試験調整詳細（各装置別、システム全体）
- (3) 単体試験調整結果（各装置別）
- (4) 総合試験調整結果データ
- (5) 設定定数一覧表（各装置別）
- (6) 機器取扱説明資料（各装置別）



位置図

工事概要

- ・苫小牧及び勇払信号所の船舶動静テレビ装置の換装
- ・苫小牧（船）のITV運用装置の換装



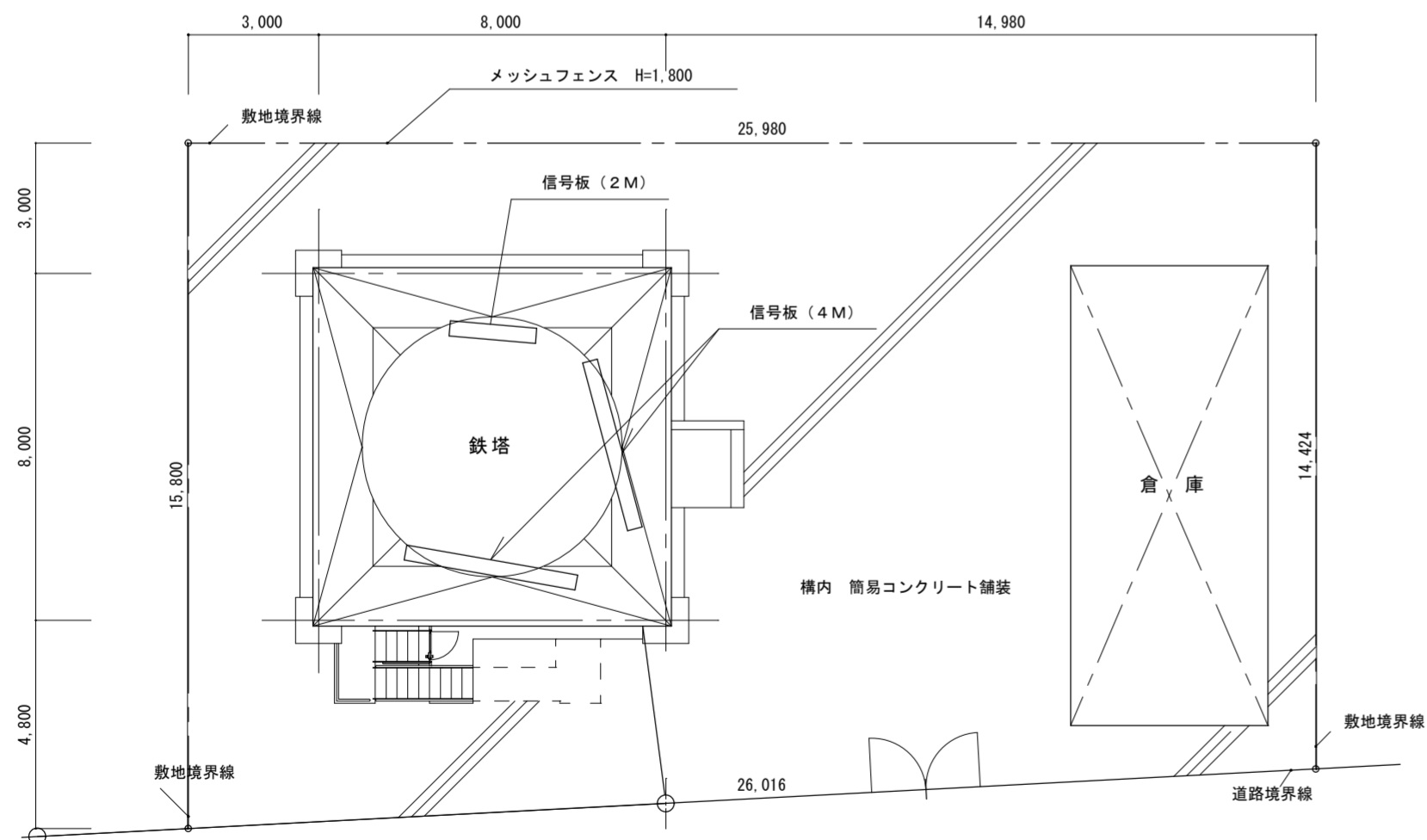
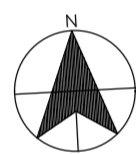
【新替・付属】

- カメラ用電源ケーブル(プラグ付) CV2.0sq\*3C 1本(50m)
- カメラ用映像ケーブル(プラグ付) 5C-FB 1本(50m)
- カメラ用制御ケーブル(プラグ付) FCEPV0.65mm\*5P 1本(50m)
- ウォッシャー用電源ケーブル(プラグ付) CV2.0sq\*3C 1本(50m)
- ウォッシャー用制御ケーブル(プラグ付) FCEPV0.65mm\*3P 1本(50m)

電源ケーブル、制御ケーブルはそのケーブル毎にケーブルほ縛金物にステンレスバンド(SFT-N005)@1000mmで固定する。  
※ケーブルほ縛金物は再利用する。

【撤去】

- カメラ用電源ケーブル CV2.0sq\*3C 1本(50m)
- カメラ用映像ケーブル 5C-2V 1本(50m)
- カメラ用制御ケーブル CPEV-S0.65mm\*3P 1本(50m)

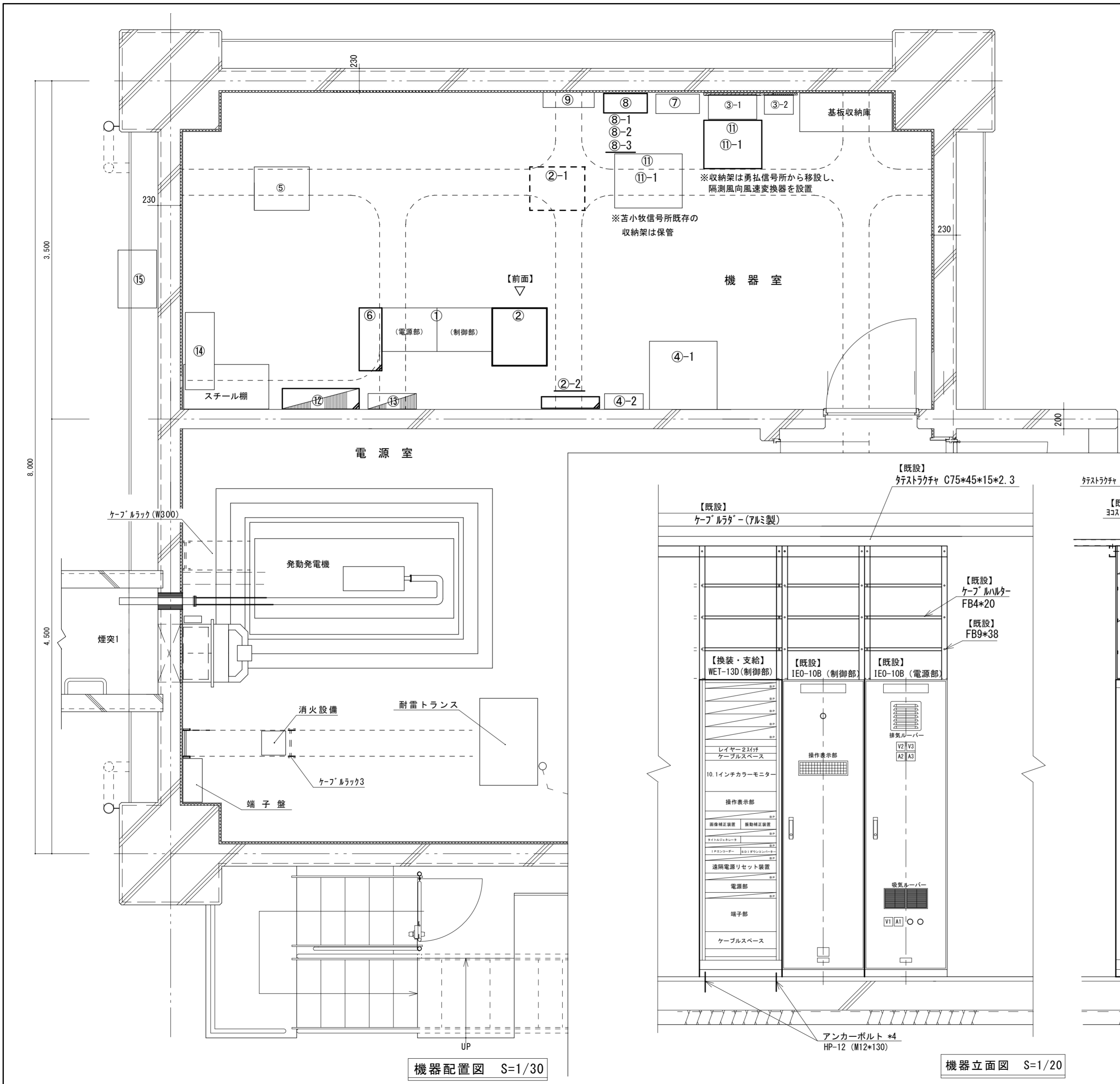


配置図 S=1/150

南面立面図 S=1/150

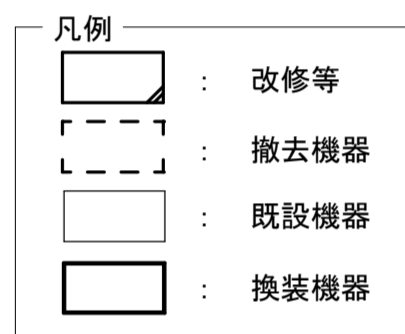
苫小牧信号所

令和6年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所ITV装置改良改修工事	図名 位置図 配置図 南面立面図	縮尺 図示 原図:A2	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 15	番号 1
-------	-------------------------------	---------------------	-------------------	-------------------	----	----------	---------



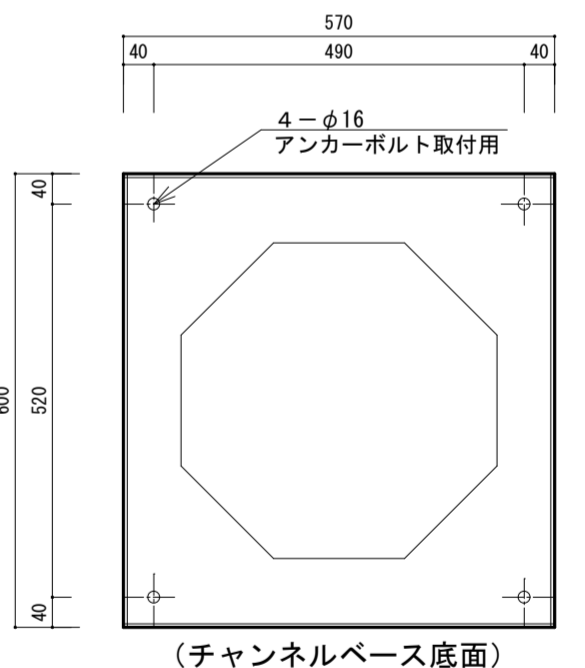
**機器一覧表 (機器室)**

番号	機器名	規格	区分	備考
①	船舶通航信号装置	IEO-10B	改修	入力電源：UPSに変更
②-1	船舶動静監視テレビ装置	WET-4A → WET-13D	撤去・換装	
②-2	船舶動静監視テレビ装置用分電盤	IPエコーガー・POEスイッチ・映像分配器	部分撤去	
③-1	船舶気象通報局装置	BWZ-12 (本体)	既設	
③-2	船舶気象通報局装置	BWZ-12 (回線接続部)	既設	
④-1	レーダー装置 (送信部)	RTR-101AZ	既設	19インチラックに収納
④-2	レーダー装置 (制御部)	RPU-024	既設	
⑤	AIS陸上局装置	CIV-21	既設	
⑥	無停電電源装置	YUMIC-SHD40A	改修	支給するバッテリー交換
⑦	船気通端局端子BOX		既設	
⑧	端子箱 (監視・制御用)		既設	
⑧-1	メディアコンバーター	DL-841WG-B (IEO-10B用)	既設	
⑧-2	メディアコンバーター	DL-841WG-B (Webカメラ用)	既設	
⑧-3	メディアコンバーター	DL-841WG-B (ITV用)	移設	②-2 → ⑧-3
⑨	光メタル成端箱		既設	
⑩	収納架		移設・保管	勇払より移設、苫小牧の収納架は保管
⑩-1	隔測風向風速変換器		移設	
⑪	機器分電盤		改修	MCB 2個交換 (15A→30A) (NE52C 50AF30A)
⑬	分電盤 L		既設	
⑭	空調設備 (室内機)	ダイキン F56XTEP-W	既設	
⑮	空調設備 (室外機)	ダイキン R56XEPE2	既設	



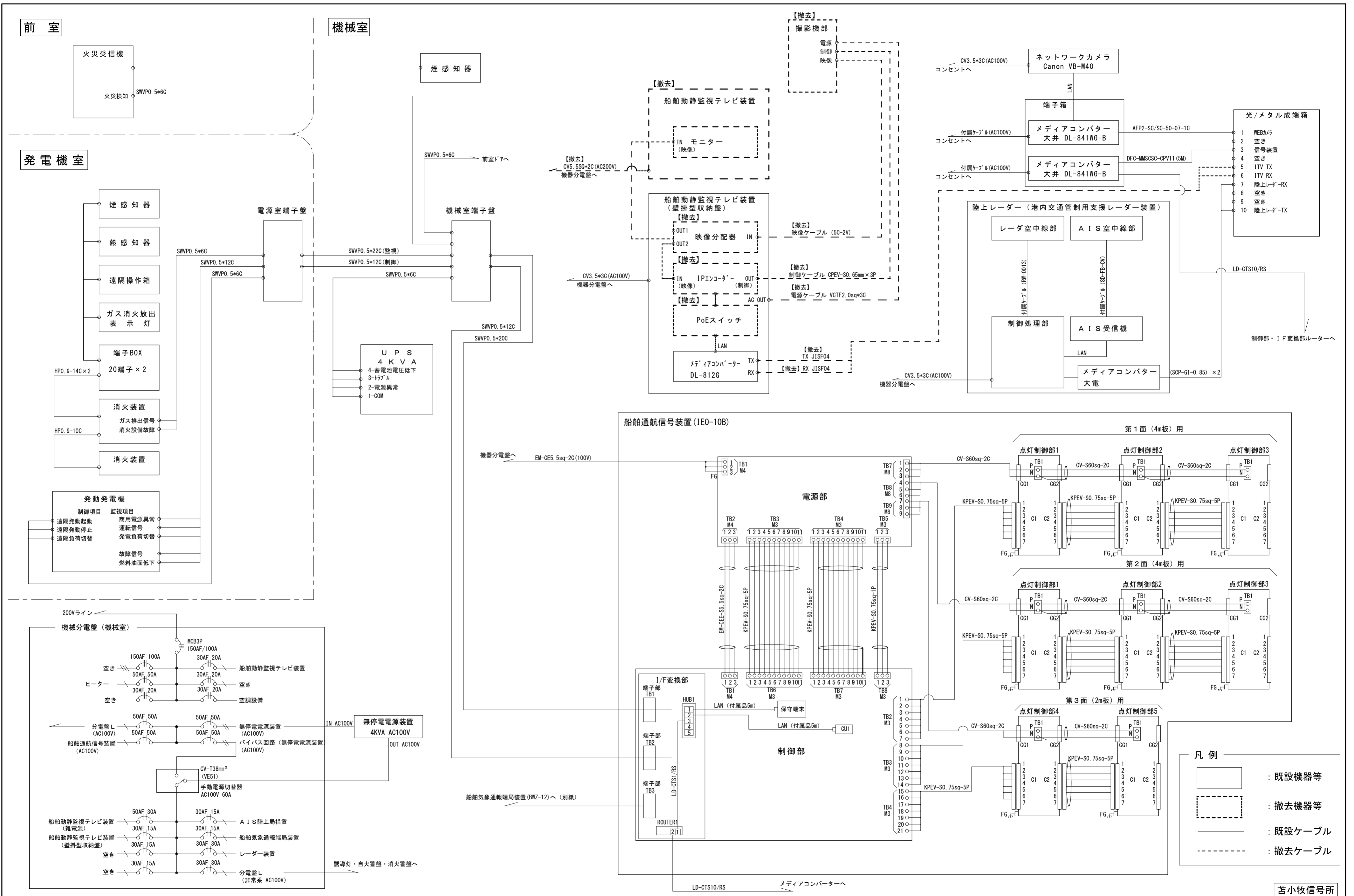
機器配置図 S=1/30

機器立面図 S=1/20

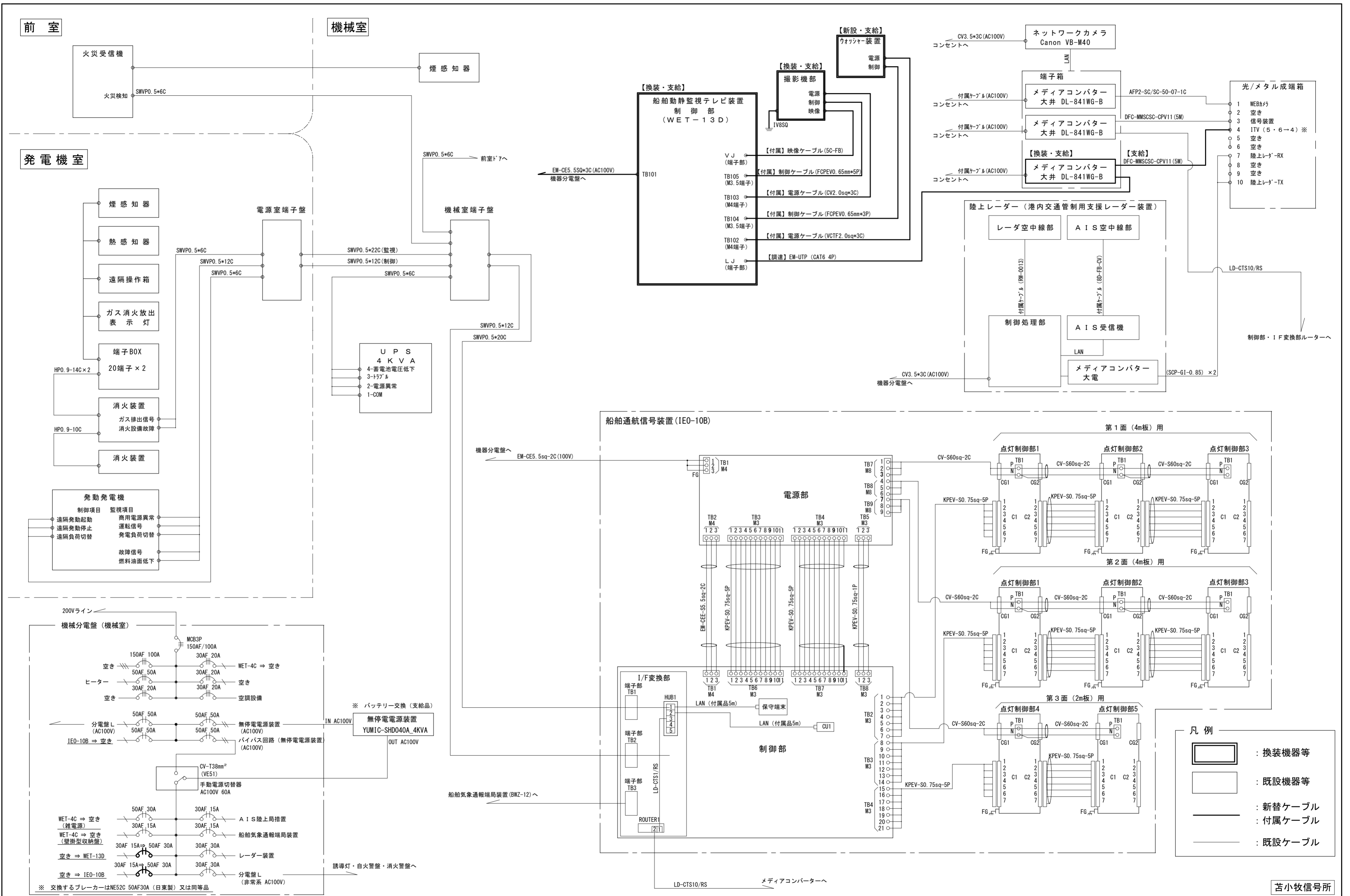


A部詳細図 S=1/10

苫小牧信号所

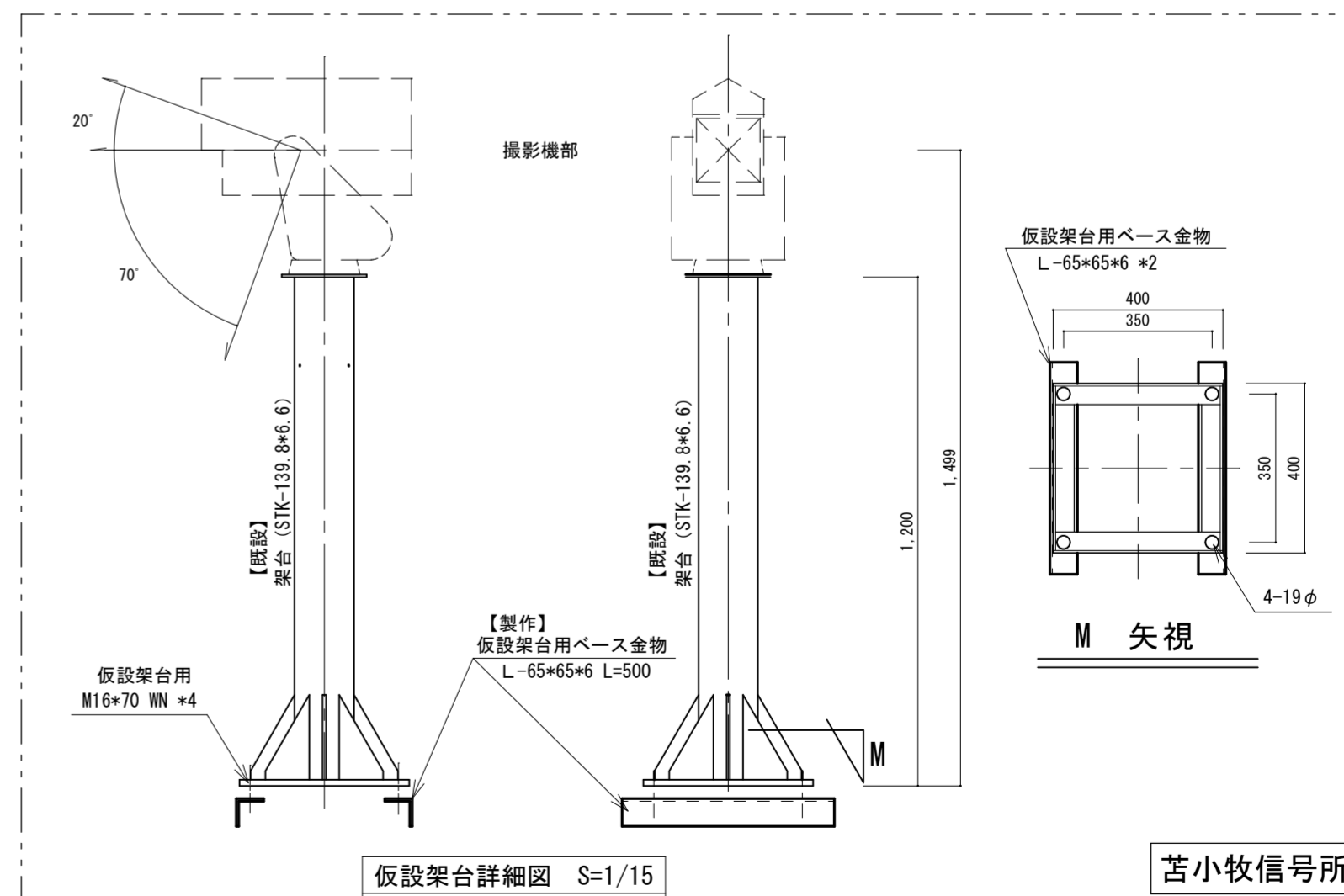
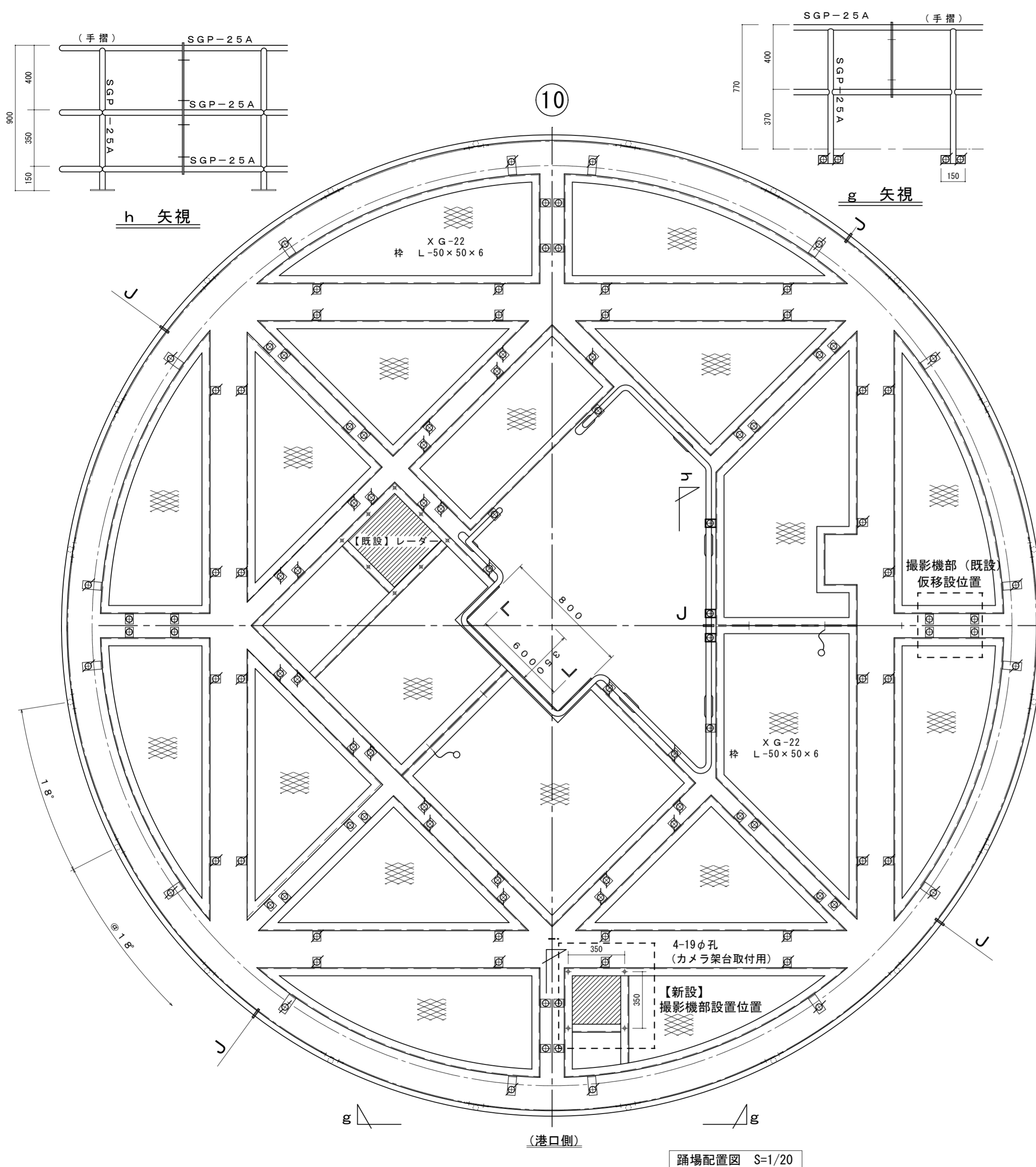


令和6年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所 I T V 装置改良改修工事	図名 機器間接続図 (改修前)	縮尺 -	設計 第一管区海上保安本部 交通部整備課	葉数 15	番号 3
-------	-----------------------------------	--------------------	---------	-------------------------	----------	---------



令和6年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所 I T V 装置改良改修工事	図名 機器間接続図 (改修後)	縮尺 -	設計 第一管区海上保安本部 交通部整備課	葉数 15	番号 4
-------	-----------------------------------	--------------------	---------	-------------------------	----------	---------

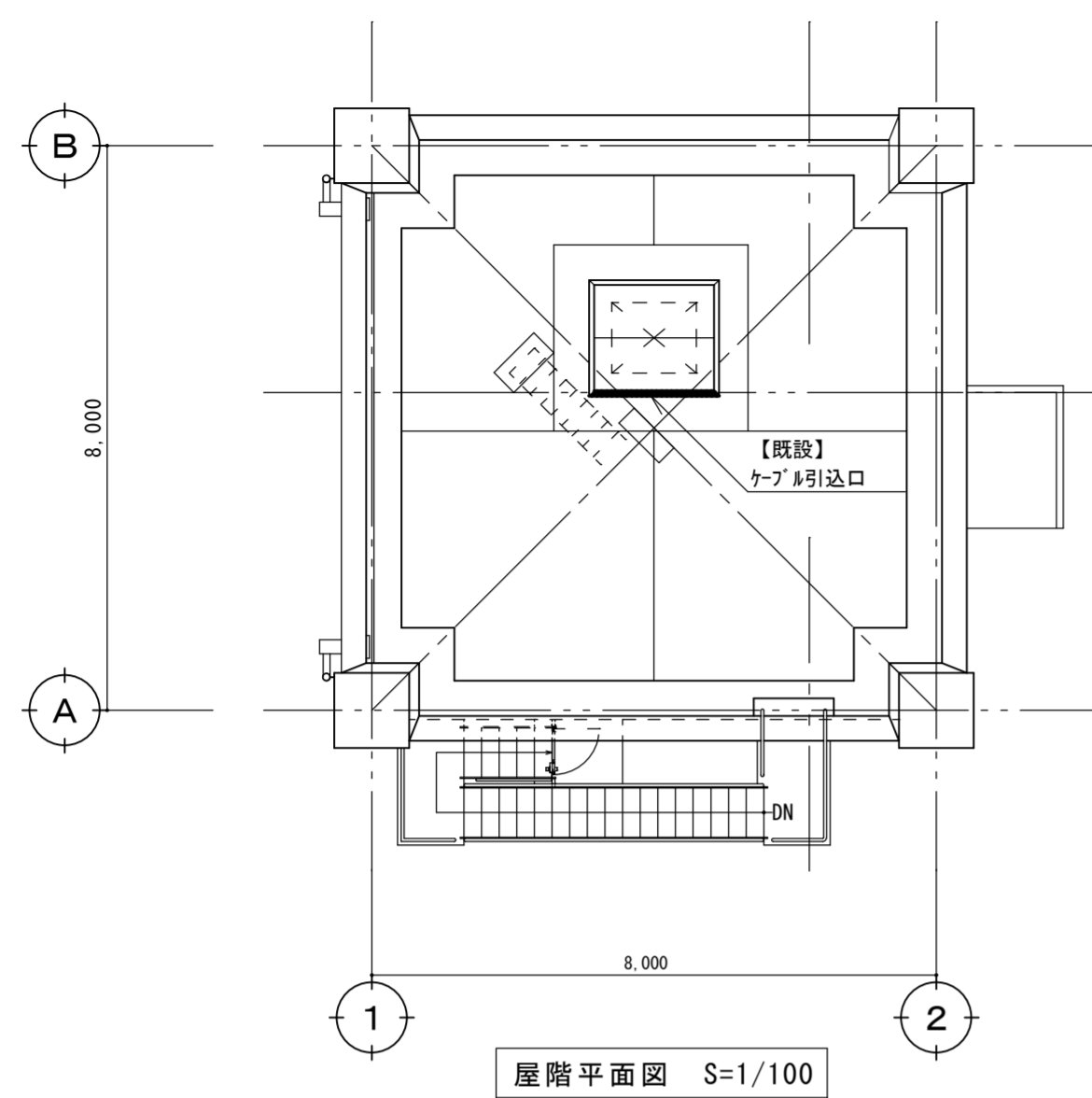




踊場配置図 S=1/20

苫小牧信号所

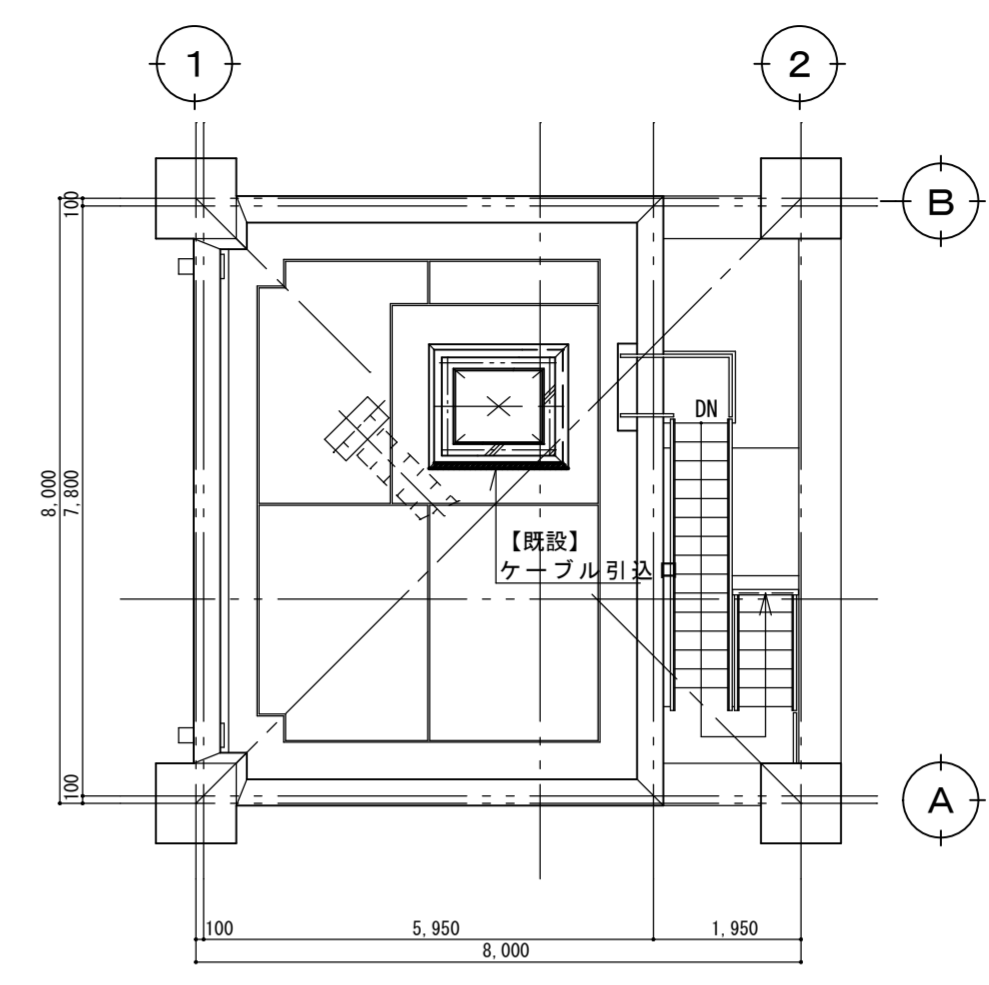
令和6年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所 I T V 装置改良改修工事	図名 踊場配置図 架台詳細図 (新設) 仮設架台詳細図	縮尺 図示 原図: A 2	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 15	番号 5
-------	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------	-------------------	----	----------	---------



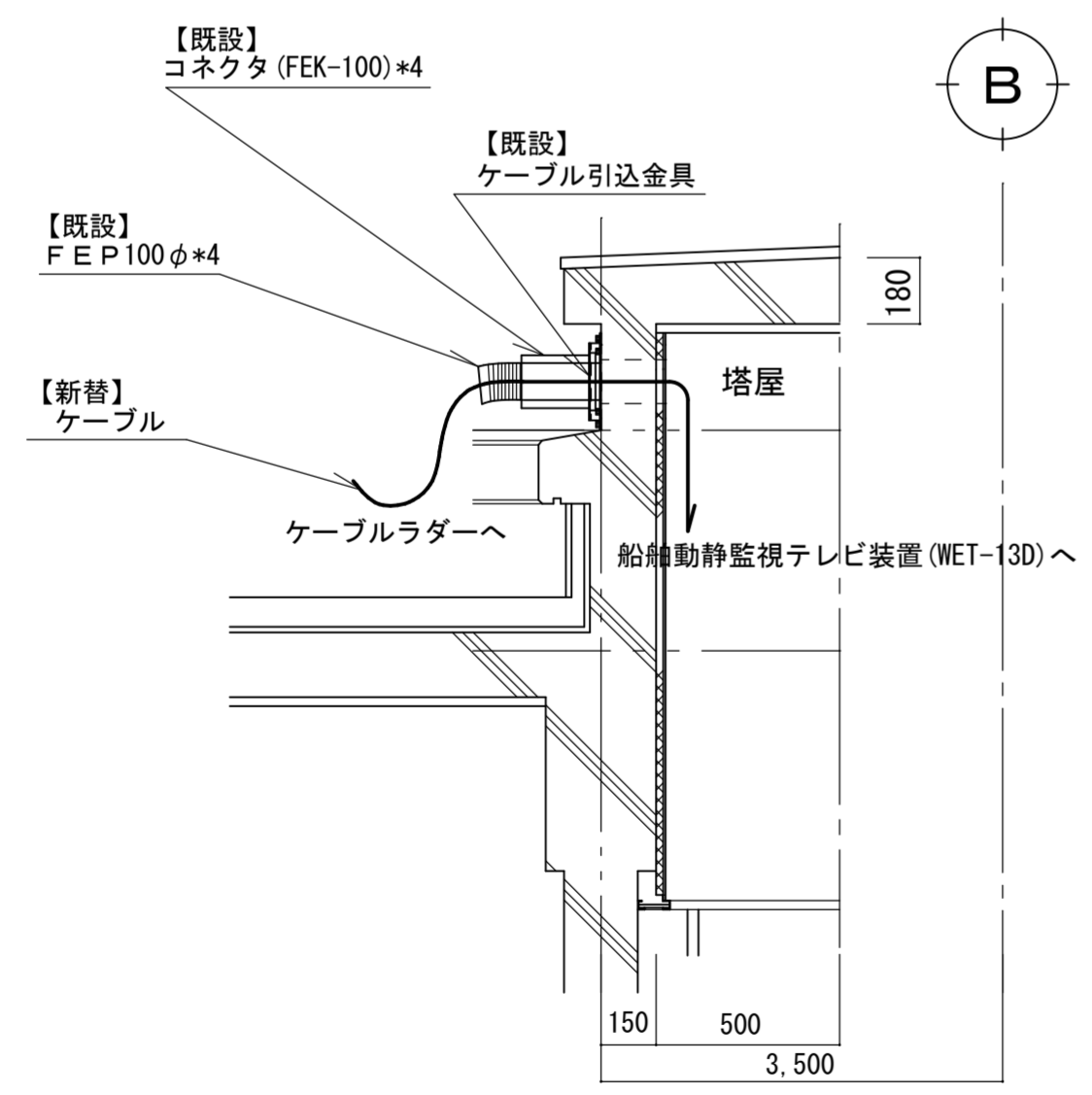
屋階平面図 S=1/100

苦小牧

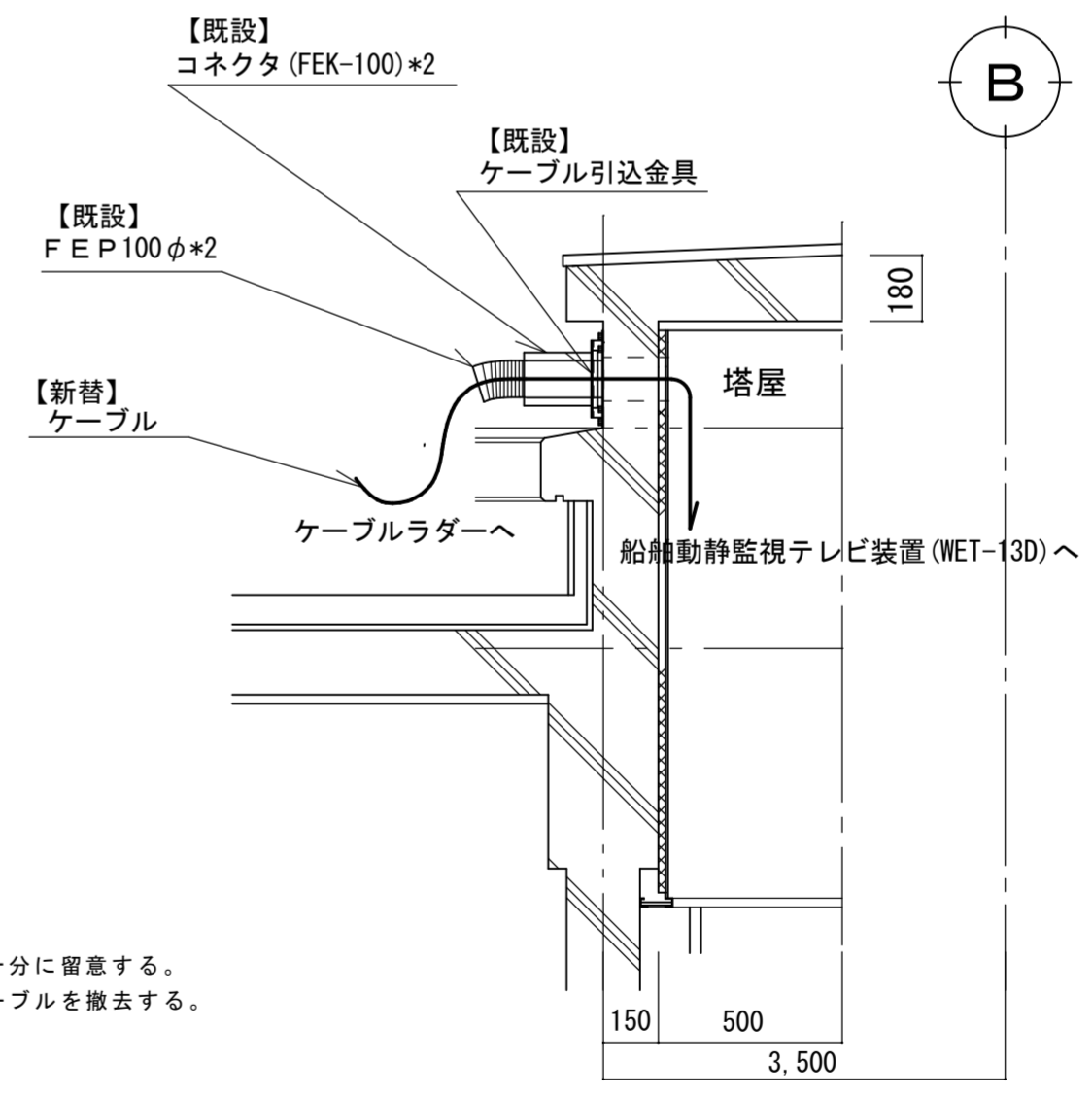
勇払



屋階平面図 S=1/100



ケーブル引込口詳細図 S=1/20

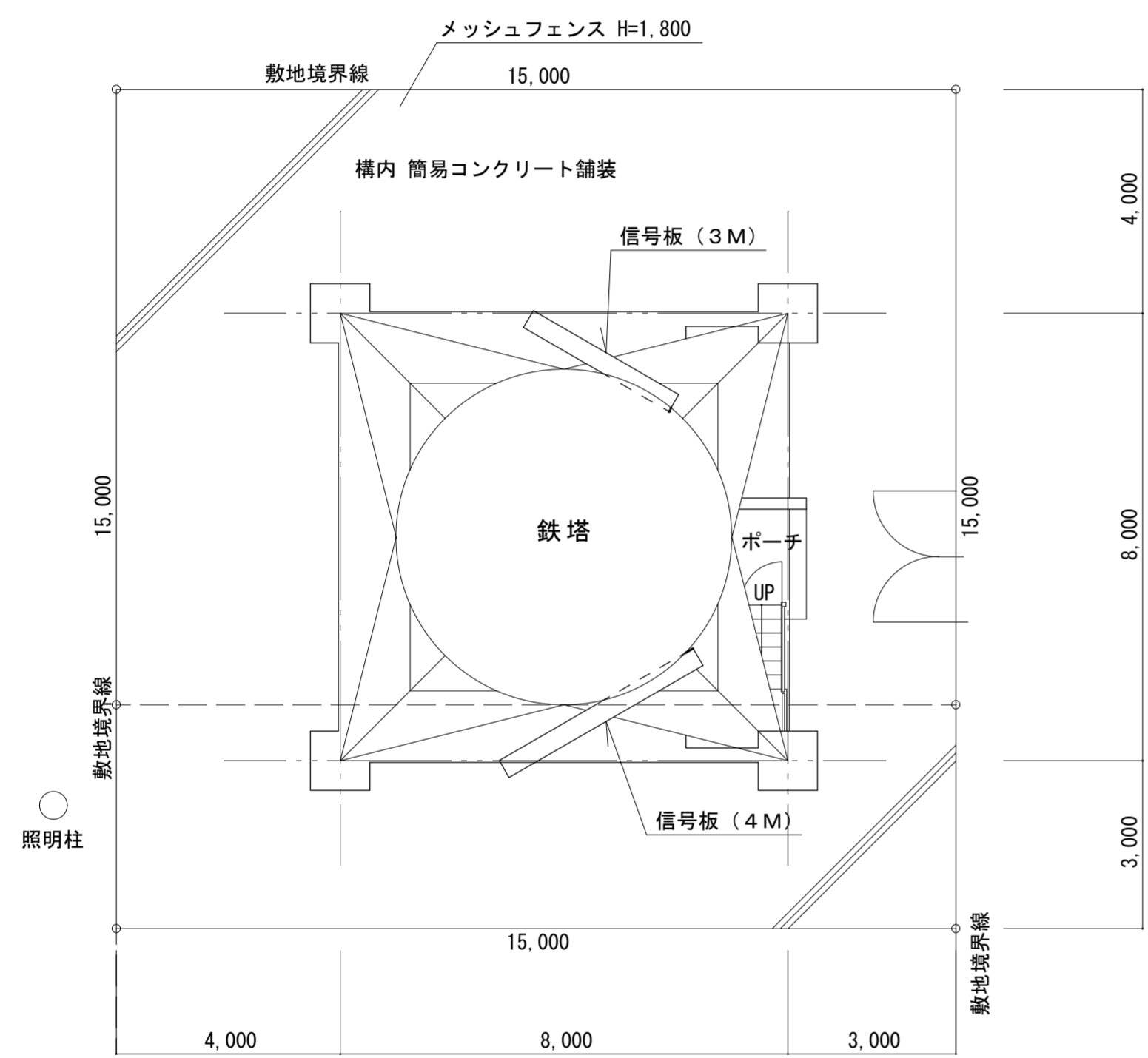
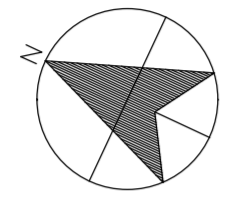


ケーブル引込口詳細図 S=1/20

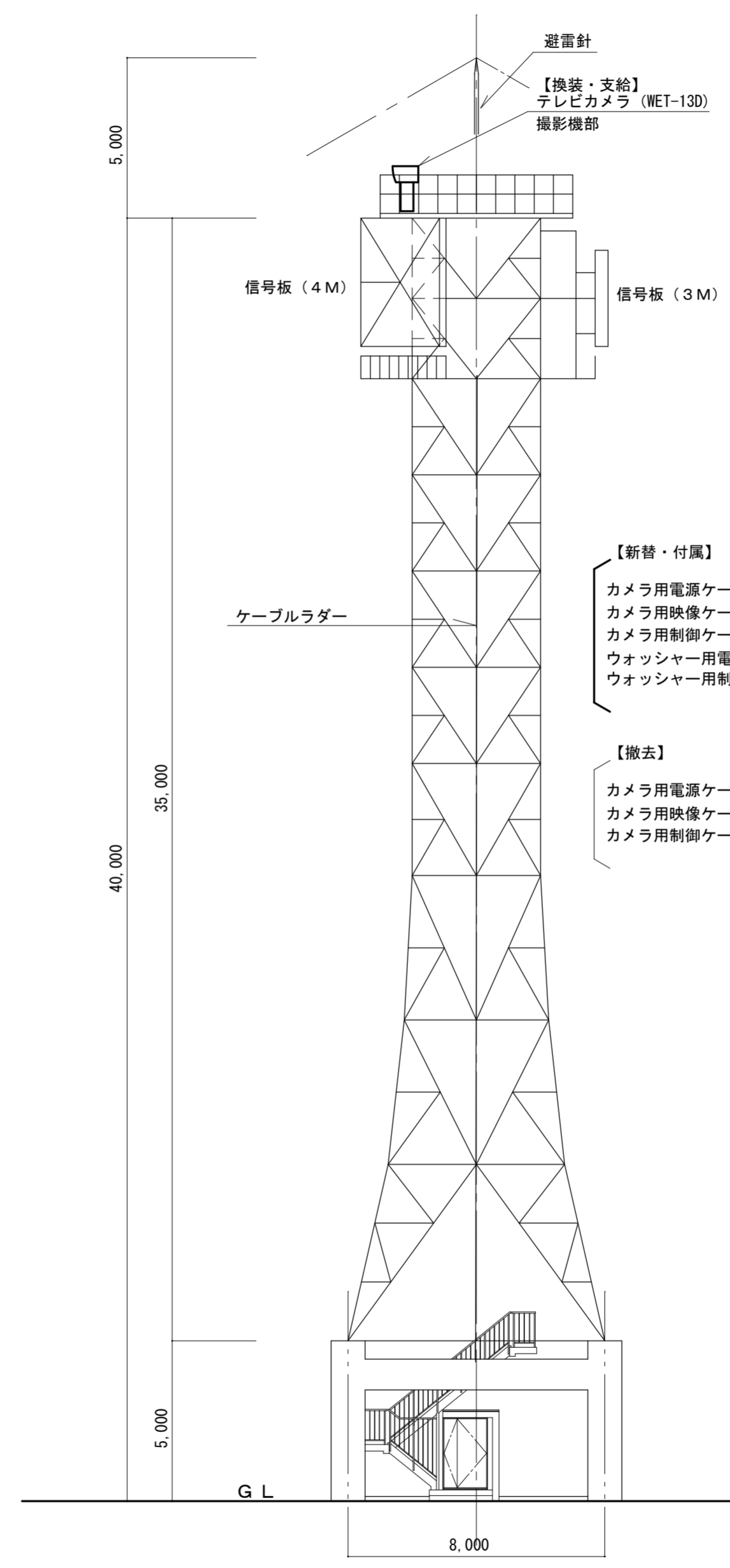
- ※
- 1) 新設ケーブルは、既設ケーブル引込口から布設する。  
なお、新設ケーブルを引き込む際は、既設ケーブル等に損傷を与えないよう十分に留意する。
  - 2) また、機器換装後、正常に動作していることを確認したのち既設機器及びケーブルを撤去する。  
その際は、新設ケーブル及び既設等に損傷を与えないよう十分に留意する。
  - 3) 既設ケーブル引込口はコーキング材で雨水等が侵入しないよう適切に処理する。

苦小牧・勇払信号所

令和6年度	工事名称 苦小牧船舶通航信号所 I T V 装置改良改修工事	図名 屋階平面図 ケーブル引込口詳細図	縮尺 図示 原図：A 2	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	業数 15	番号 6
-------	-----------------------------------	------------------------	--------------------	-------------------	----	----------	---------

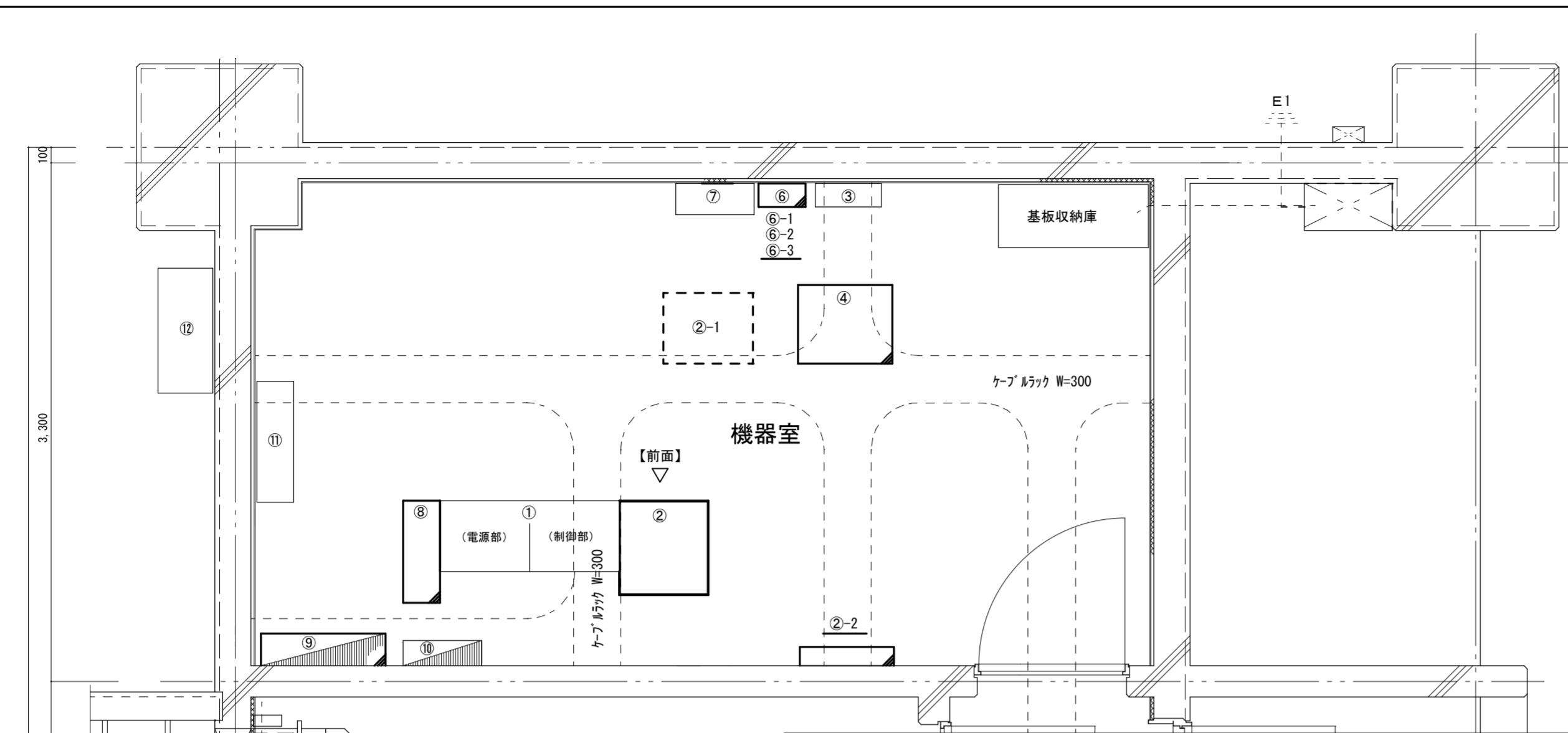


配置図 S=1/100



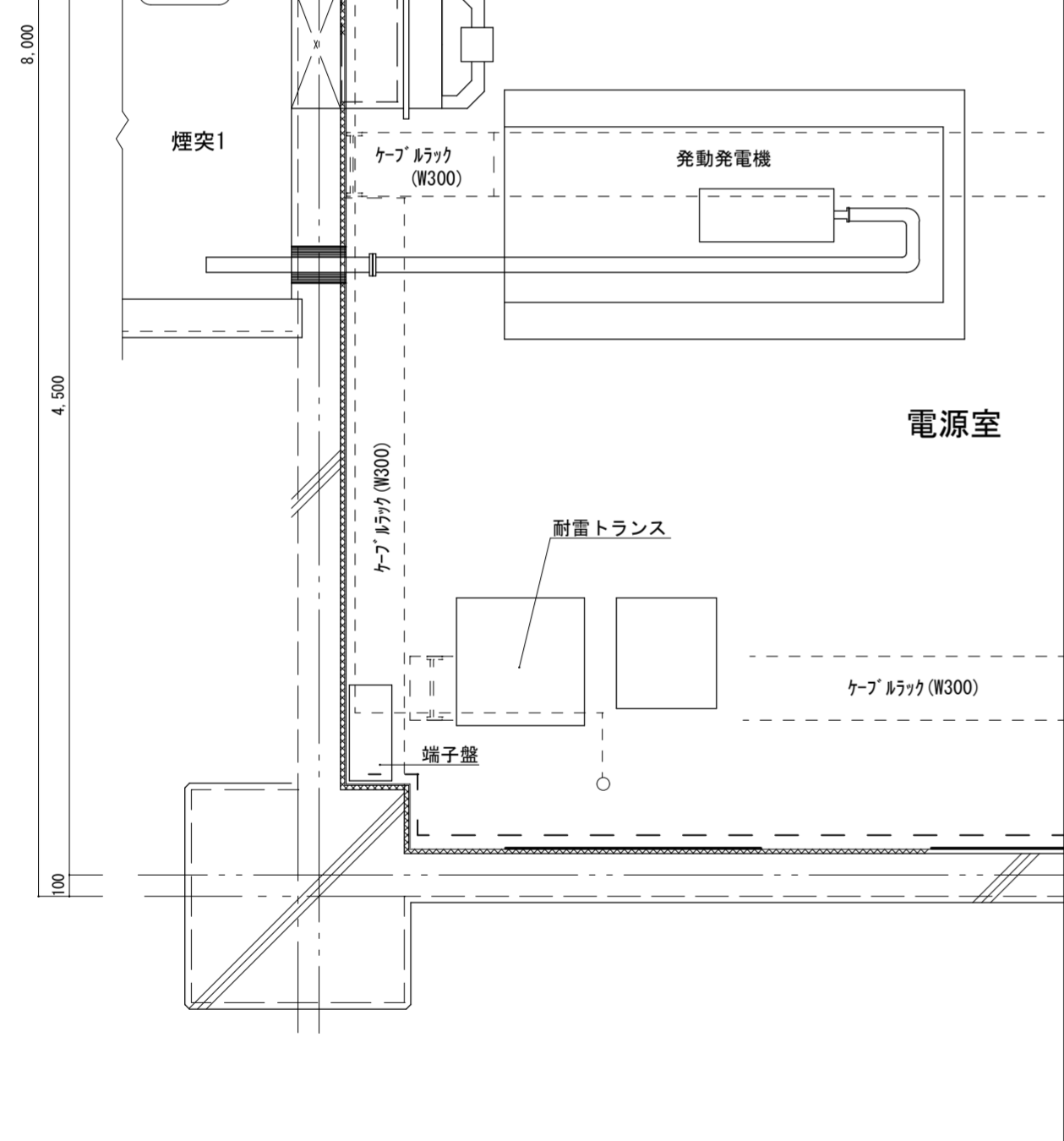
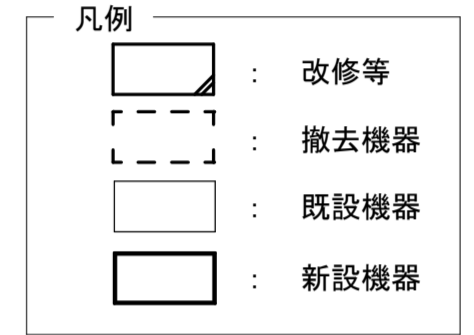
南面立面図 S=1/150

- 【新替・付属】
- カメラ用電源ケーブル(プラグ付) CV2.0sq\*3C 1本(50m)
  - カメラ用映像ケーブル(プラグ付) 5C-FB 1本(50m)
  - カメラ用制御ケーブル(プラグ付) FCPEVO.65mm\*5P 1本(50m)
  - ウォッシャー用電源ケーブル(プラグ付) CV2.0sq\*3C 1本(50m)
  - ウォッシャー用制御ケーブル(プラグ付) FCPEVO.65mm\*3P 1本(50m)
- 【撤去】
- カメラ用電源ケーブル CV2.0sq\*3C 1本(50m)
  - カメラ用映像ケーブル 5C-2V 1本(50m)
  - カメラ用制御ケーブル CPEV-S0.65mm\*3P 1本(50m)
- 電源ケーブル、制御ケーブルはそのケーブル毎にケーブルほ縛金物にステンレスバンド(SFT-N005)@1000mmで固定する。  
※ケーブルほ縛金物は再利用する。

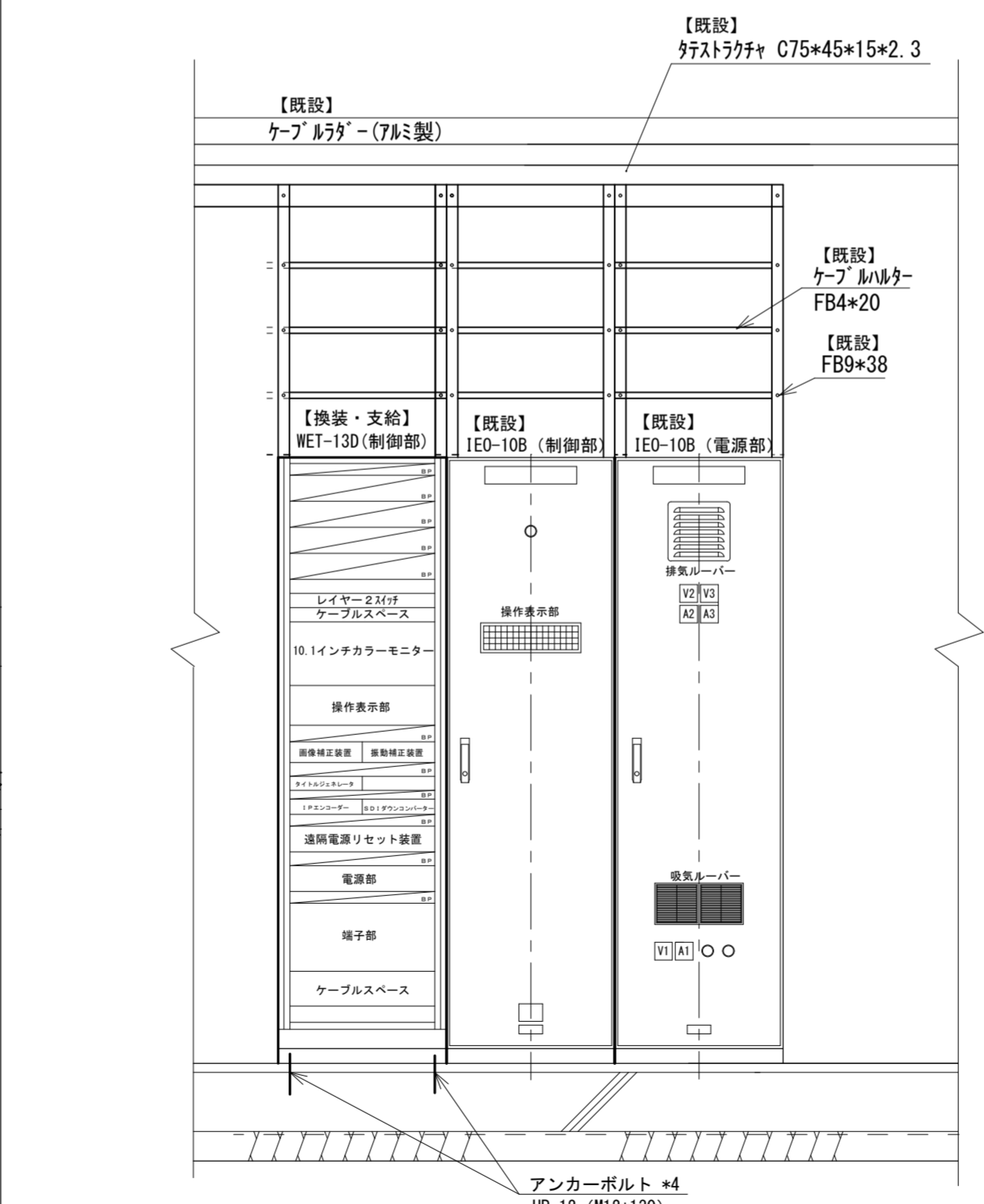


機器一覧表 (機器室)

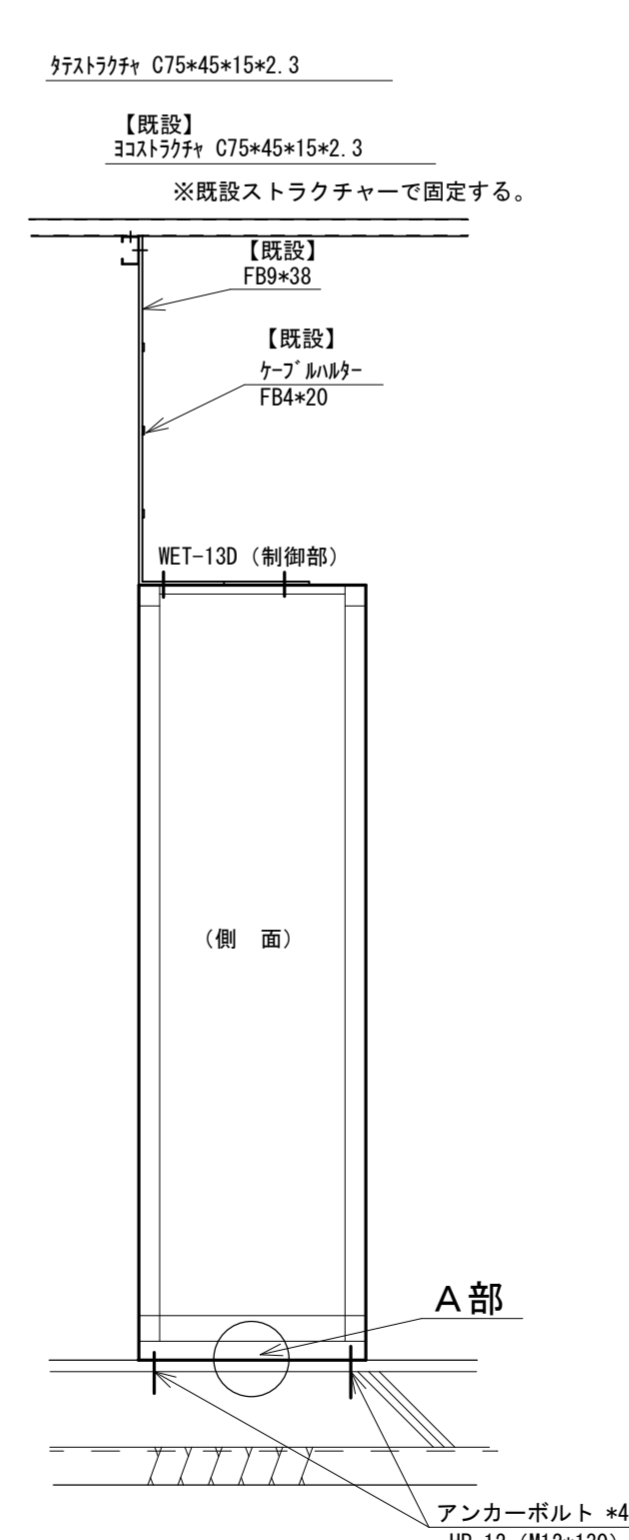
番号	機器名	規格	区分	備考
①	船舶通航信号装置	IEO-10B	改修	入力電源：UPSに変更
②-1 →②	船舶動静監視テレビ装置	WET-5 → WET-13D	撤去・換装	
②-2	船舶動静監視テレビ装置用分電盤	IPリコーダー・POEスイッチ・映像分配器	部分撤去	
③	光成端箱		既設	
④	収納架		移設	苫小牧信号所へ移設
⑥	収納箱		既設	
⑥-1	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (IEO-10B用)	既設	
⑥-2	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (Webカメラ用)	既設	
⑥-3	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (ITV用)	移設	②-2 → ⑥-3
⑦	端子盤 (監視・制御用)	20P × 2	既設	日東 OP20-55CA内
⑧	無停電電源装置	YUMIC-SHD40A	改修	支給するバッテリー交換
⑨	機器分電盤		改修	MCB2個交換 (15A→30A) (NE52C 50AF30A)
⑩	分電盤 L		既設	
⑪	空調設備 (室内機)	ダikin F56XTEP-W	既設	
⑫	空調設備 (室外機)	ダikin R56XEPE2	既設	



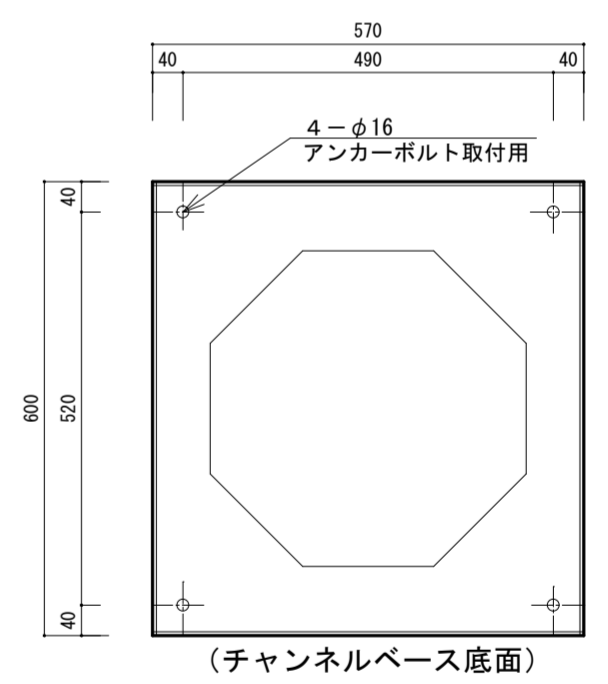
機器配置図 S=1/30



機器立面図 S=1/20

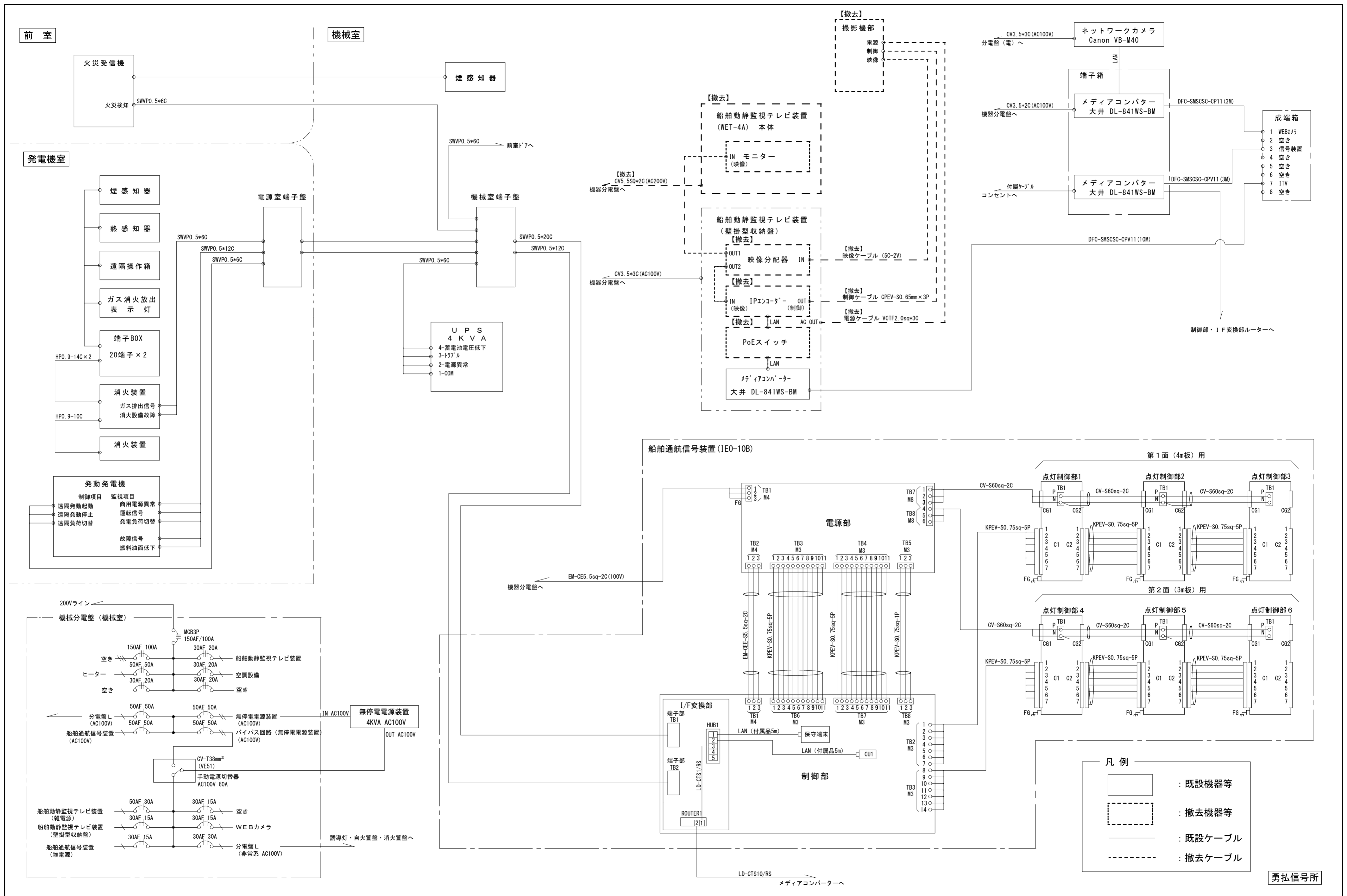


A部

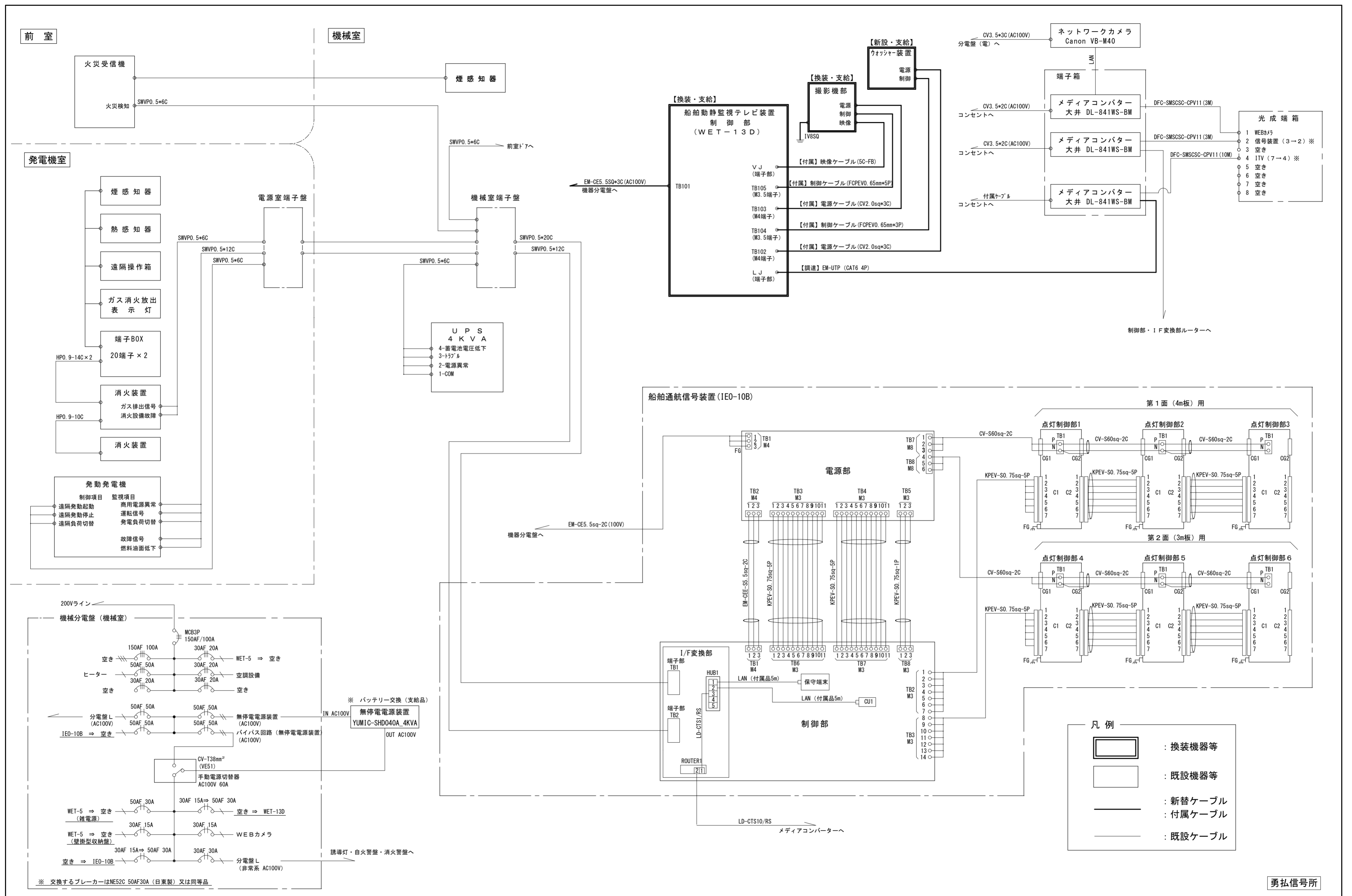


A部詳細図 S=1/10

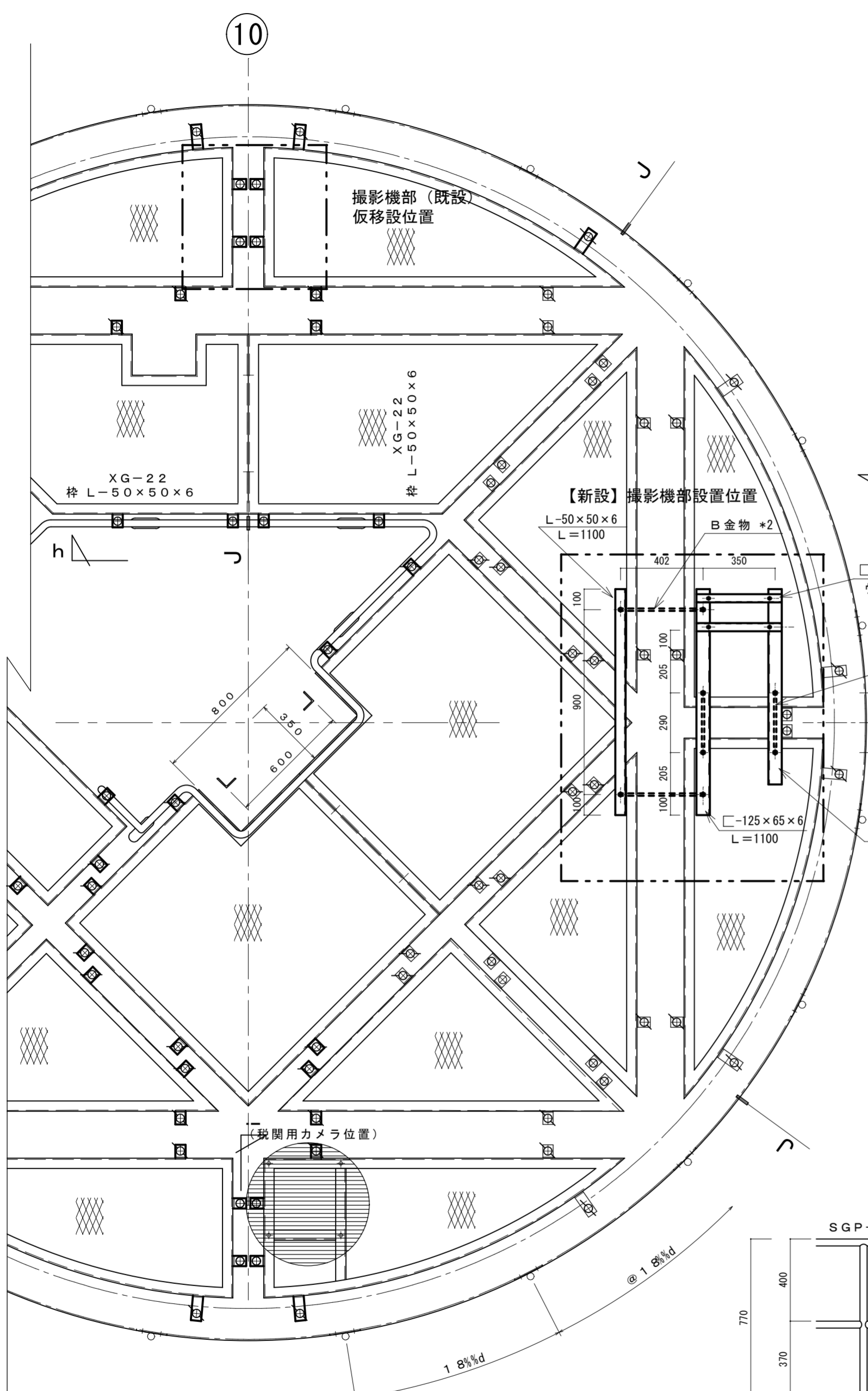
勇弘信号所



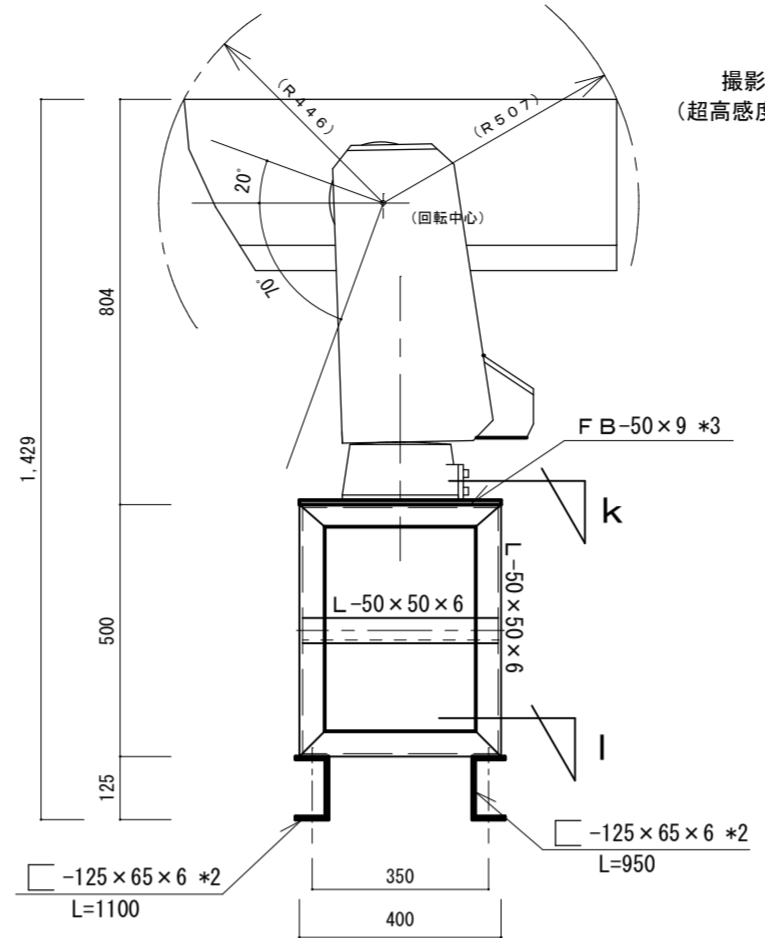
令和6年度	工事名称 若小牧船舶通航信号所 I T V 装置改良改修工事	図名 機器接続図 (改修前)	縮尺 -	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	業数 15	番号 9
-------	-----------------------------------	-------------------	---------	-------------------	----	----------	---------



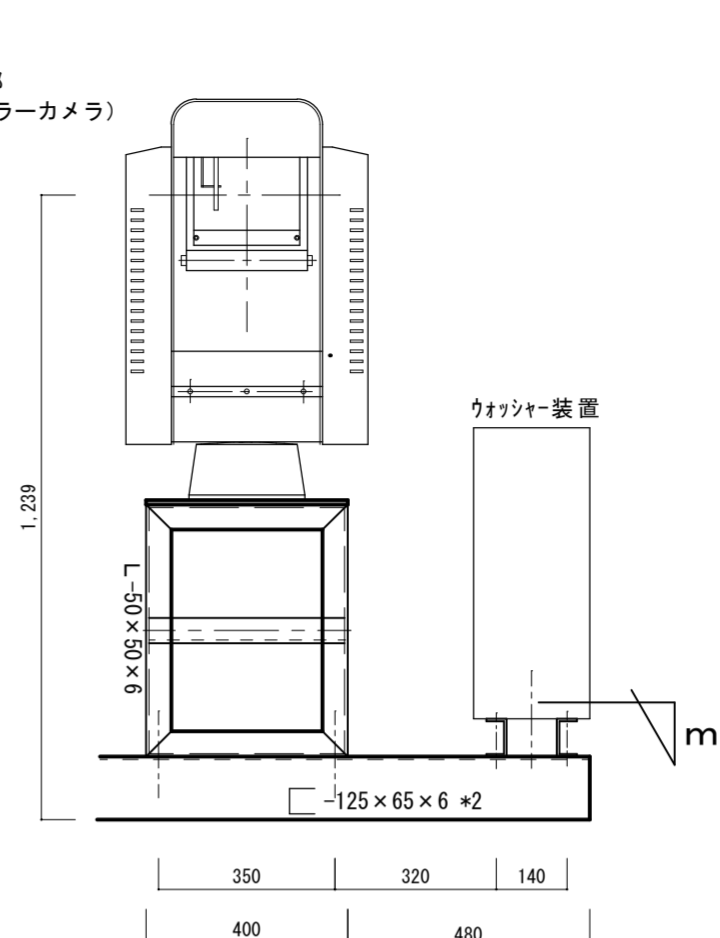
令和6年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所 I T V 装置改良改修工事	図名 機器接続図 (改修後)	縮尺 -	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	業数 15	番号 10
-------	-----------------------------------	-------------------	---------	-------------------	----	----------	----------



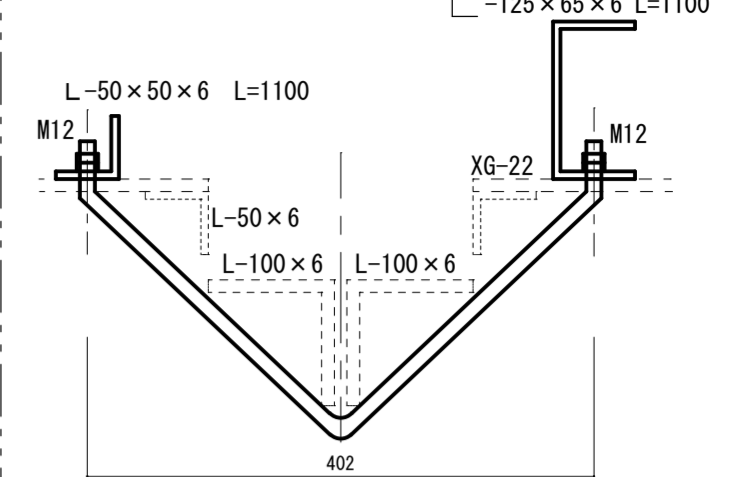
踊場配置図 S=1/20



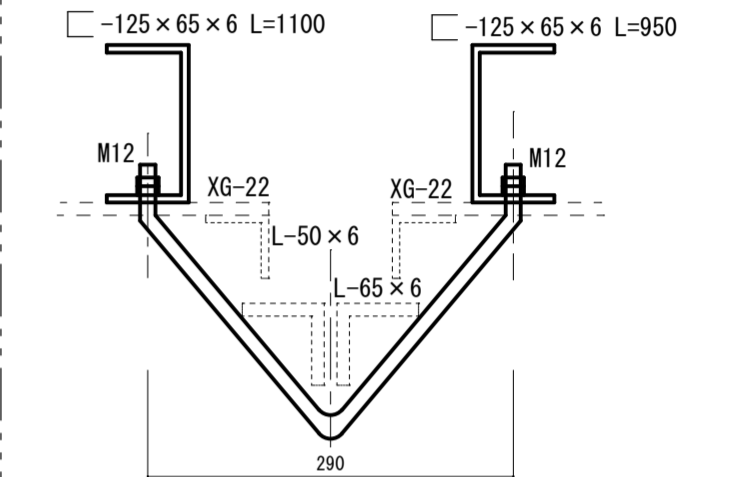
J 矢視



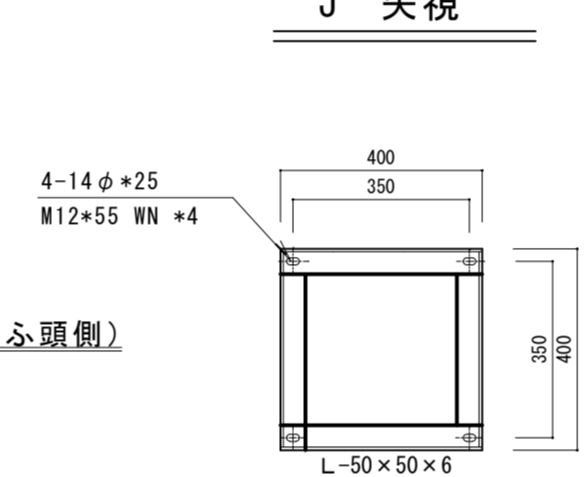
g 矢視



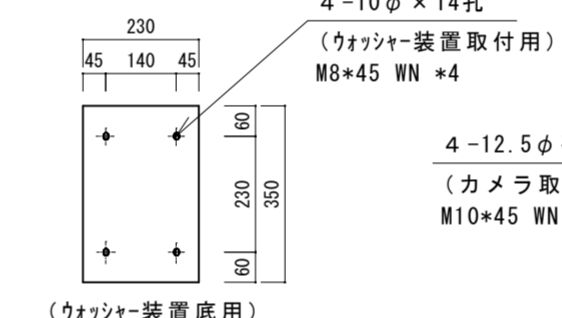
B金物詳細図 S=1/6



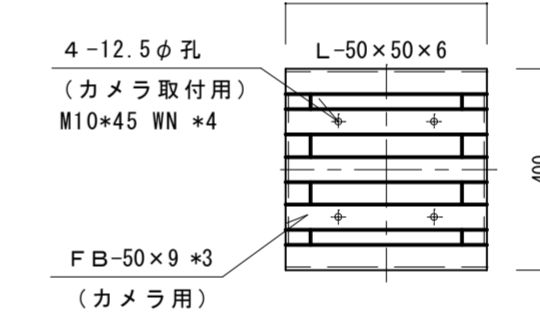
C金物詳細図 S=1/6



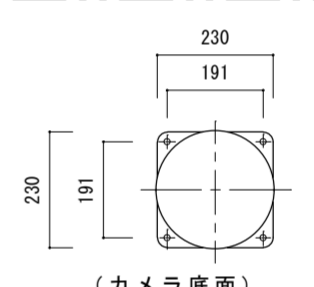
I 矢視



m 矢視



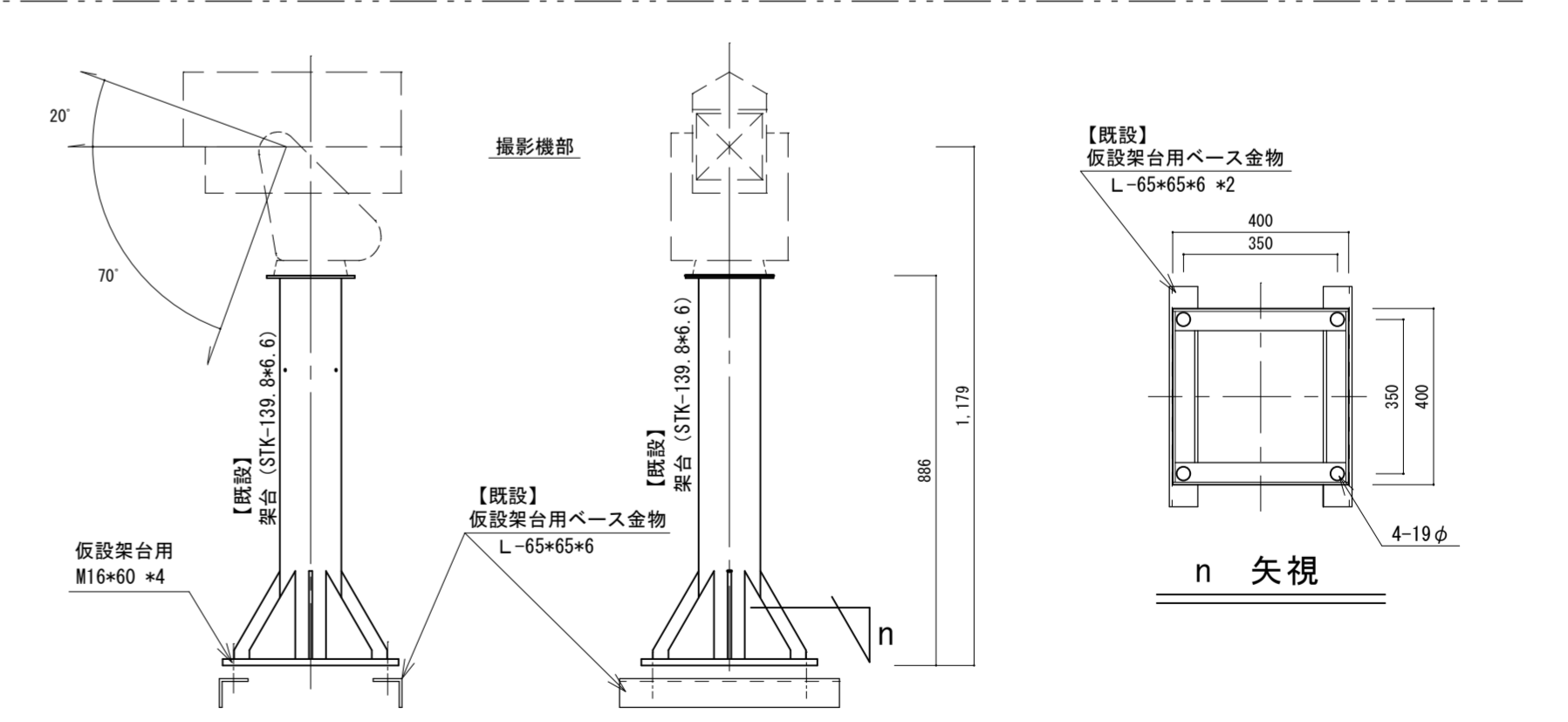
k 矢視



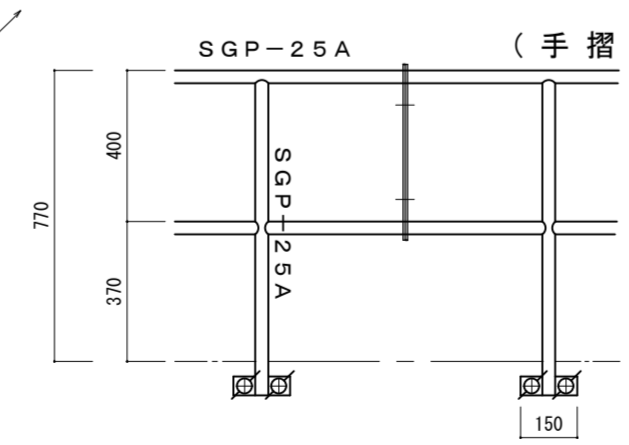
n 矢視

新設架台詳細図 S=1/15

※ 製作する部材は溶融亜鉛めっきを施すこと。  
鋼材、形鋼等 (HDZ55)、ボルト・ナット等 (HDZ35)

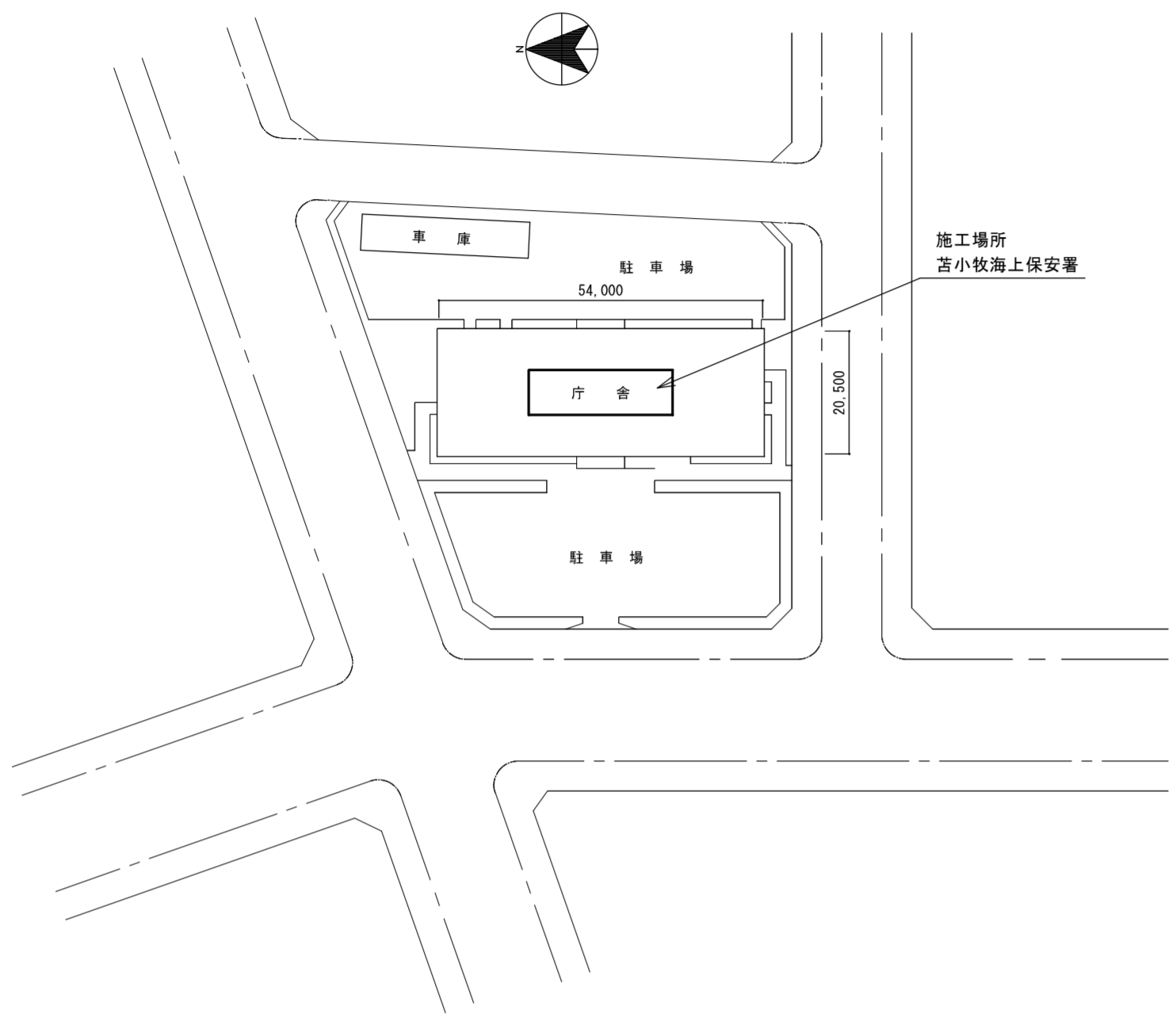


仮設架台詳細図 S=1/15

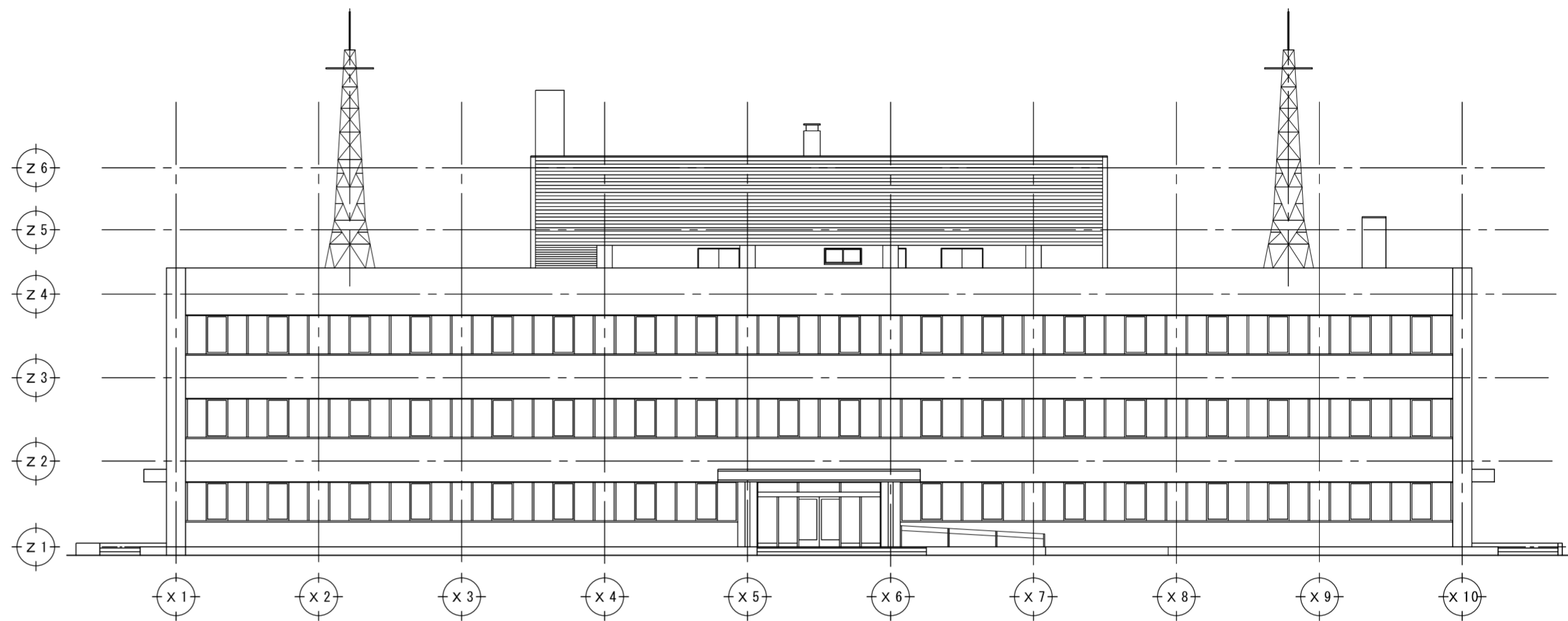


g 矢視

勇弘信号所



付近見取図 S=1/1,000



苫小牧港湾合同庁舎 西側立面図 S=1/200

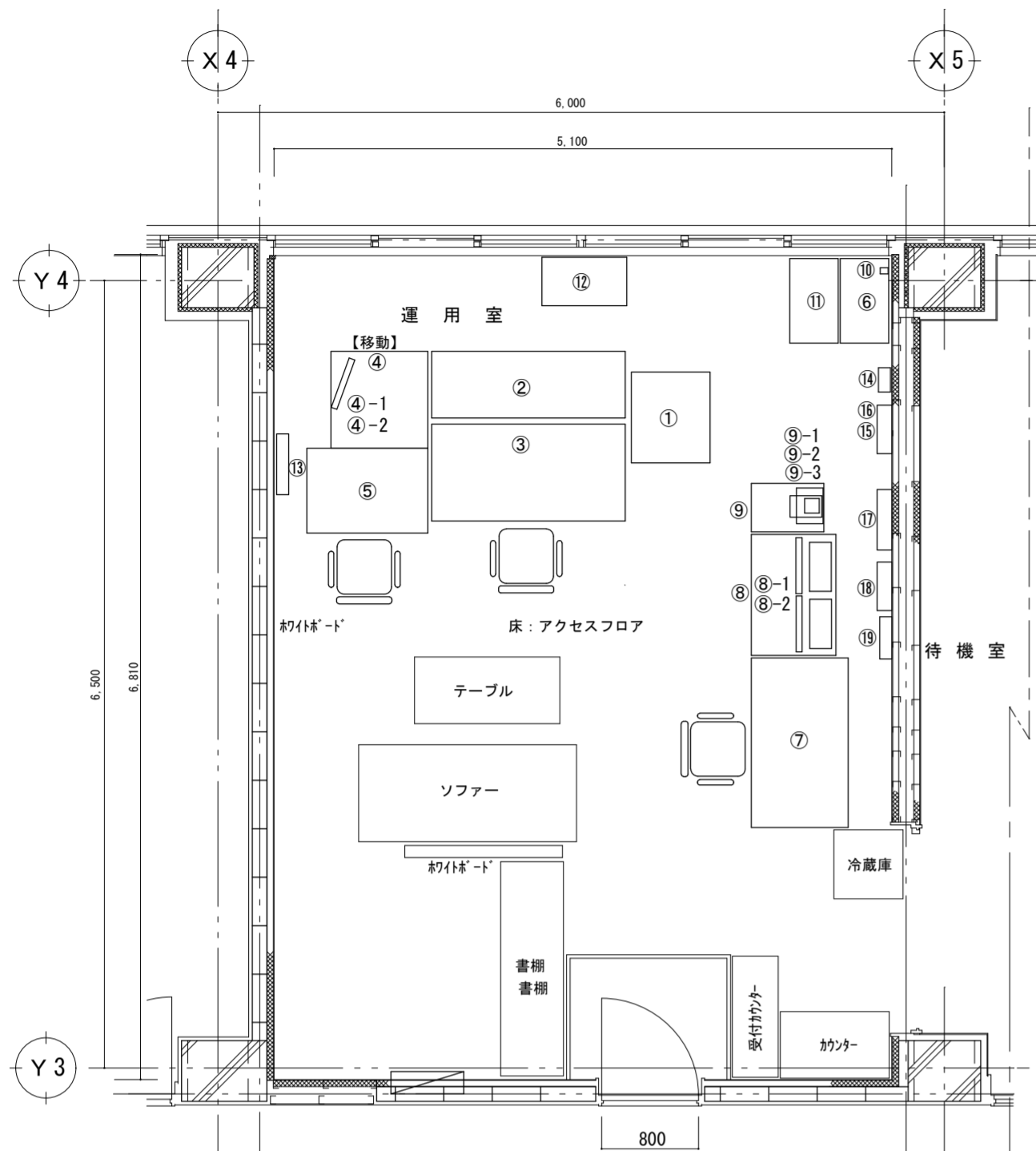


苫小牧港湾合同庁舎 断面図 S=1/200

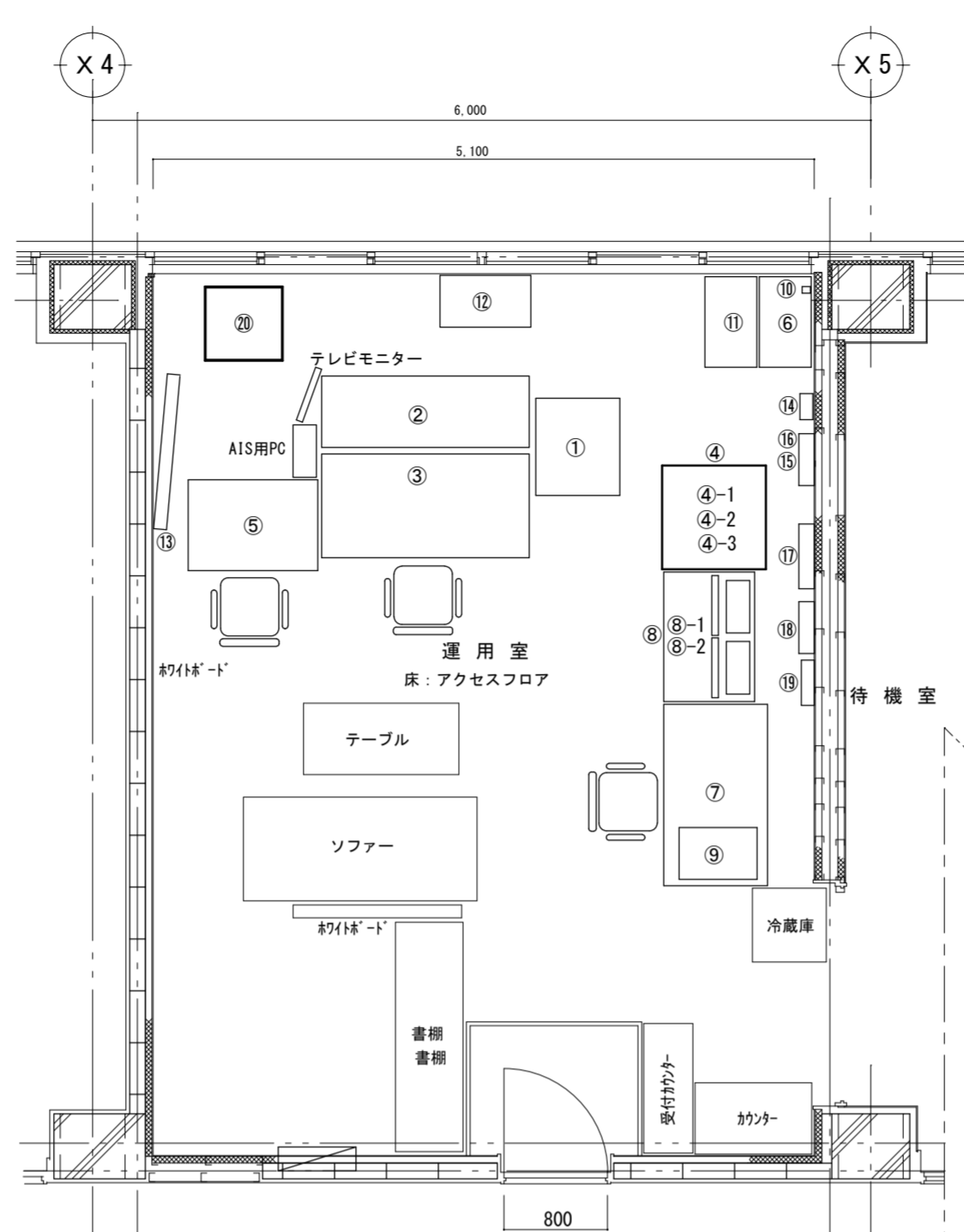
苫小牧(署)

令和6年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所 I T V 装置改良改修工事	図名 付近見取図、立面図 断面図	縮尺 図示 原図：A 2	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 15	番号 12
-------	-----------------------------------	---------------------	--------------------	-------------------	----	----------	----------



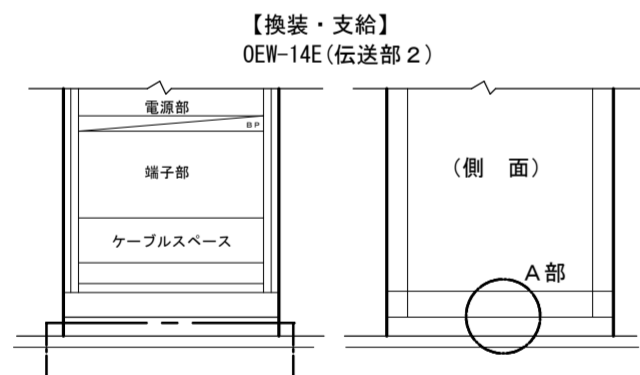


機器配置図 (改修前) S=1/50

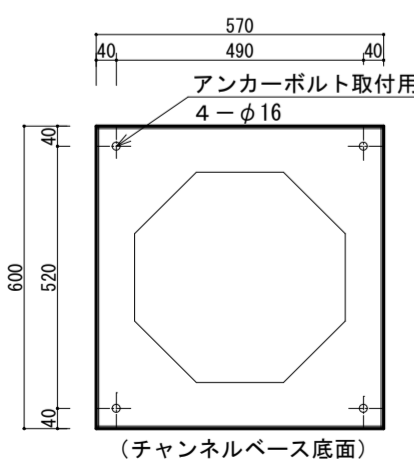


機器配置図 (改修後) S=1/50

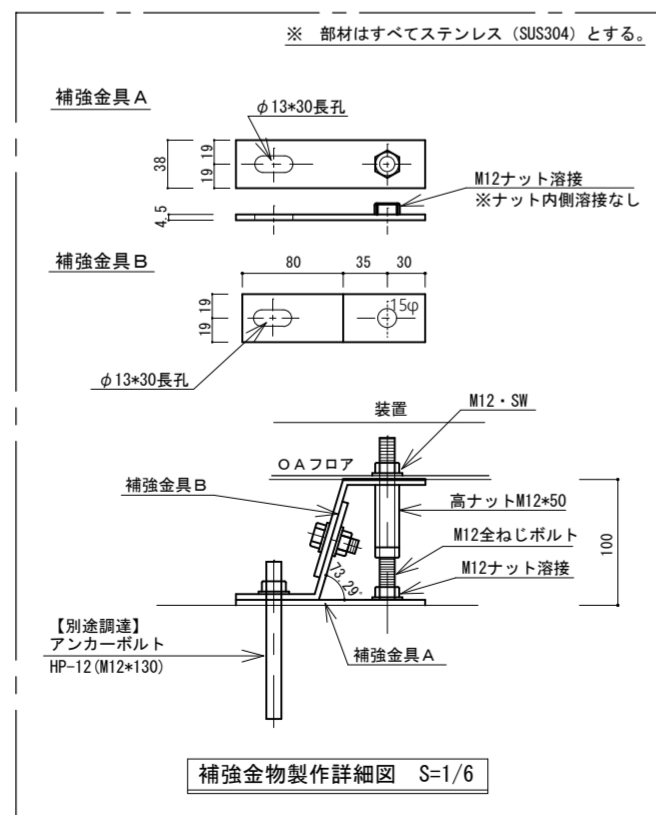
機器一覧表				
番号	機器名	規格	換装・撤去	備考
①	収納ラック (レーダー運用装置)	サンワライ L48F667		
	レーダー運用装置 (監視PC)	Z2 Tower G4		
	表示装置 (WEBカメラ用PC)	HP ProDesk 400 G7 MT		
②	ITV運用卓 (ラック)	OEW-7 H26改 (運用卓)		
	ITV・IPデコーダー (苦小牧、勇払)	OEW-7 H26改 (IDE-10)	撤去	
	ITV・RS485分配器	OEW-7 H26改 (D-21158)	撤去	
	画像外乱除去装置	ISS365-NRC	撤去	
	録画装置	TH-R6004	撤去	
	直通電話 (1指令)			
③	ITV運用卓	OEW-7 H26改 (運用卓)		
③-1	モニター (レーダー運用卓)	HP Z24n G2		
③-2	モニター (ITV 苦小牧、勇払)	OEW-7 (ディスプレイ) → OEW-14C	換装	
③-3	モニター (AIS運用卓用)	OIX-3 (24インチ ディスプレイ×2)		
③-4	モニター (WEBカメラ用)	24インチ ディスプレイ×2		
③-5	ITV操作器	OEW-7 H26改 (PCS-35KB)		
④	AIS運用卓 ⇒ 移動	OIX-3		
④-1	ルーター (信号運用卓用) ⇒ 移動	RTX1300 (OEW-13E)		⑨-1 → ④-1
④-2	HUB (信号運用卓用) ⇒ 移動	AT-SH230-10GT (OEW-13E)		⑨-2 → ④-2
④-3	時計部 (信号運用卓用) ⇒ 移動	TSV-500GP (OEW-13E)		⑨-3 → ④-3
⑤	机 (管制計画卓)			
⑤-1	管制計画端末	ノートPC×2		
⑤-2	共有ディスク			
⑤-3	モニター (管制計画用)	24インチ ディスプレイ×2		
⑥	袖机			
⑦	OAデスク			
⑦-1	メディアコンバーター (AIS回線)	NEC ME-100-R1-II		ソフトバンク用
⑧	事務机 (プリンター、行政端末)			
⑧-1,2	信号板操作部・監視制御部 (PC)・モニタ	MR-8400 OEW-13E		
⑨	ワゴン ⇒ 移動			
⑩	GPSアンテナ	信号運用装置用		
⑪⑫	袖机			
⑬	モニター (管制計画用)	46インチ ディスプレイ		
⑭	電話用端子箱			
⑮	光メタル成端箱			
⑯	壁掛収納架 (レーダー装置伝送部)			
⑯-1	メディアコンバーター	大電 DN5810SG2E		マルチモード用
⑯-2	L2-SW	AT-GS910/5		
⑰	壁掛収納架 (ITV伝送部)			
⑰-1	メディアコンバーター (苦小牧)	大井 DL-812G → 大井 DL-841WG-A	交換	マルチモード用
⑰-2	メディアコンバーター (勇払)	大井 DL-841WS-AM		シングルモード用
⑰-3	POEスイッチ	HPS-104	撤去	
⑱	壁掛収納架 (AIS回線)			
⑱-1,2	ルーター	YAMAHA RT58i		
⑲	壁掛収納架			
⑲-1	メディアコンバーター (苦小牧)	大井 DL-841WG-A (Webカメラ用)		マルチモード用
⑲-2	メディアコンバーター (勇払)	大井 DL-841WS-AM (Webカメラ用)		シングルモード用
⑲-3	HUB	I-O DATA 8PORT (Webカメラ用)		
⑲-4	メディアコンバーター (苦小牧)	大井 DL-841WG-A (IE0-13D用)		マルチモード用
⑲-5	メディアコンバーター (勇払)	大井 DL-841WS-AM (IE0-13D用)		シングルモード用
⑳	ITV運用装置 伝送部2	OEW-14C	新設	
	AIS用PC			④-1 → AIS用PC
	テレビモニター			④-2 → テレビモニター



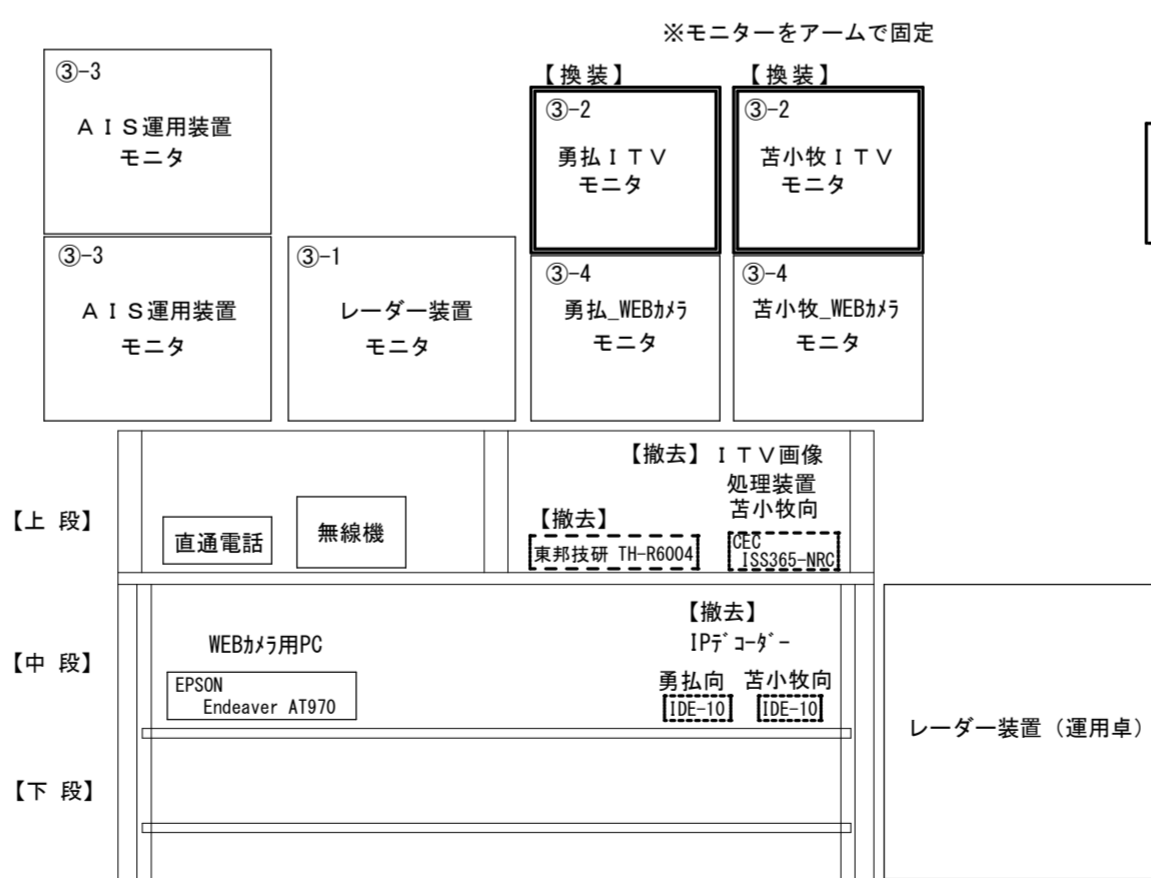
機器立面図 S=1/20



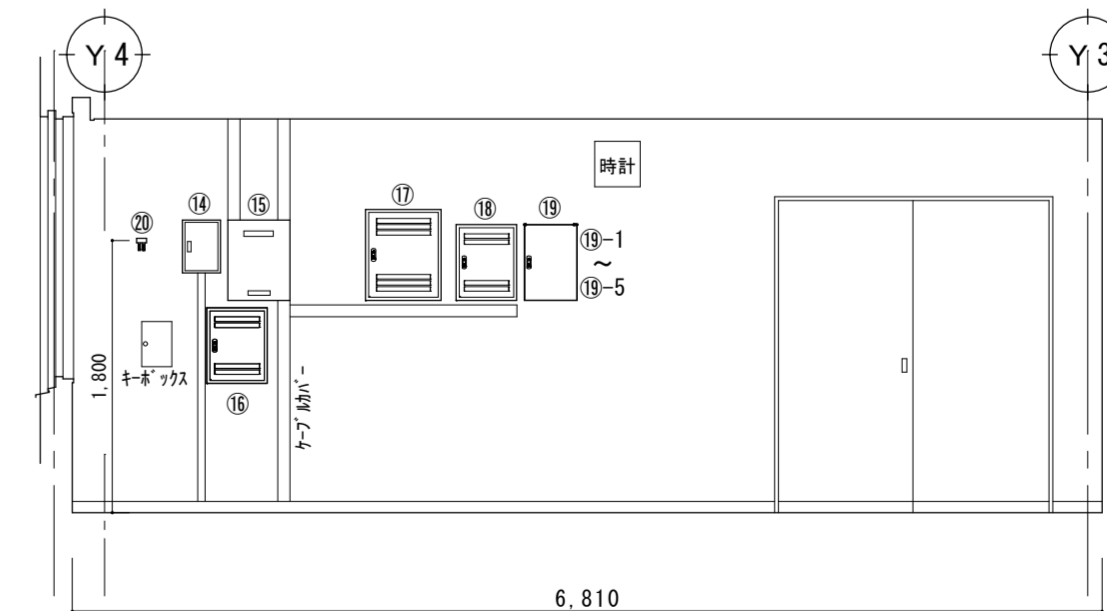
A部詳細図 S=1/15



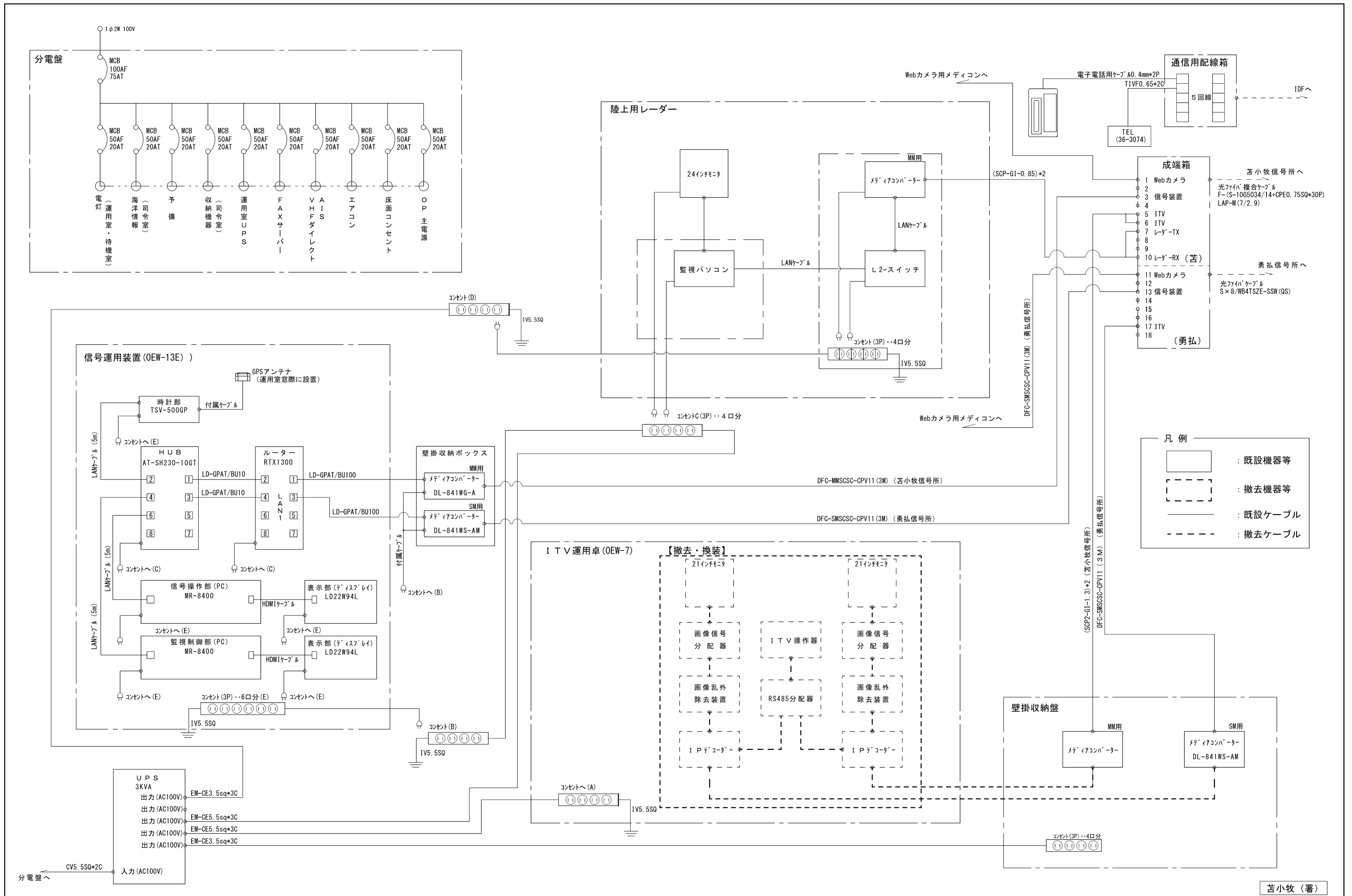
補強金物製作詳細図 S=1/6



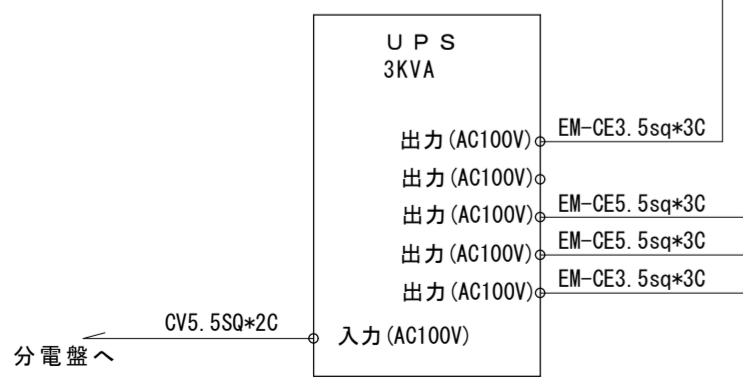
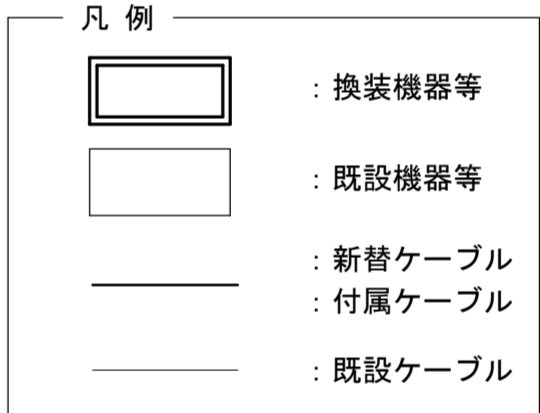
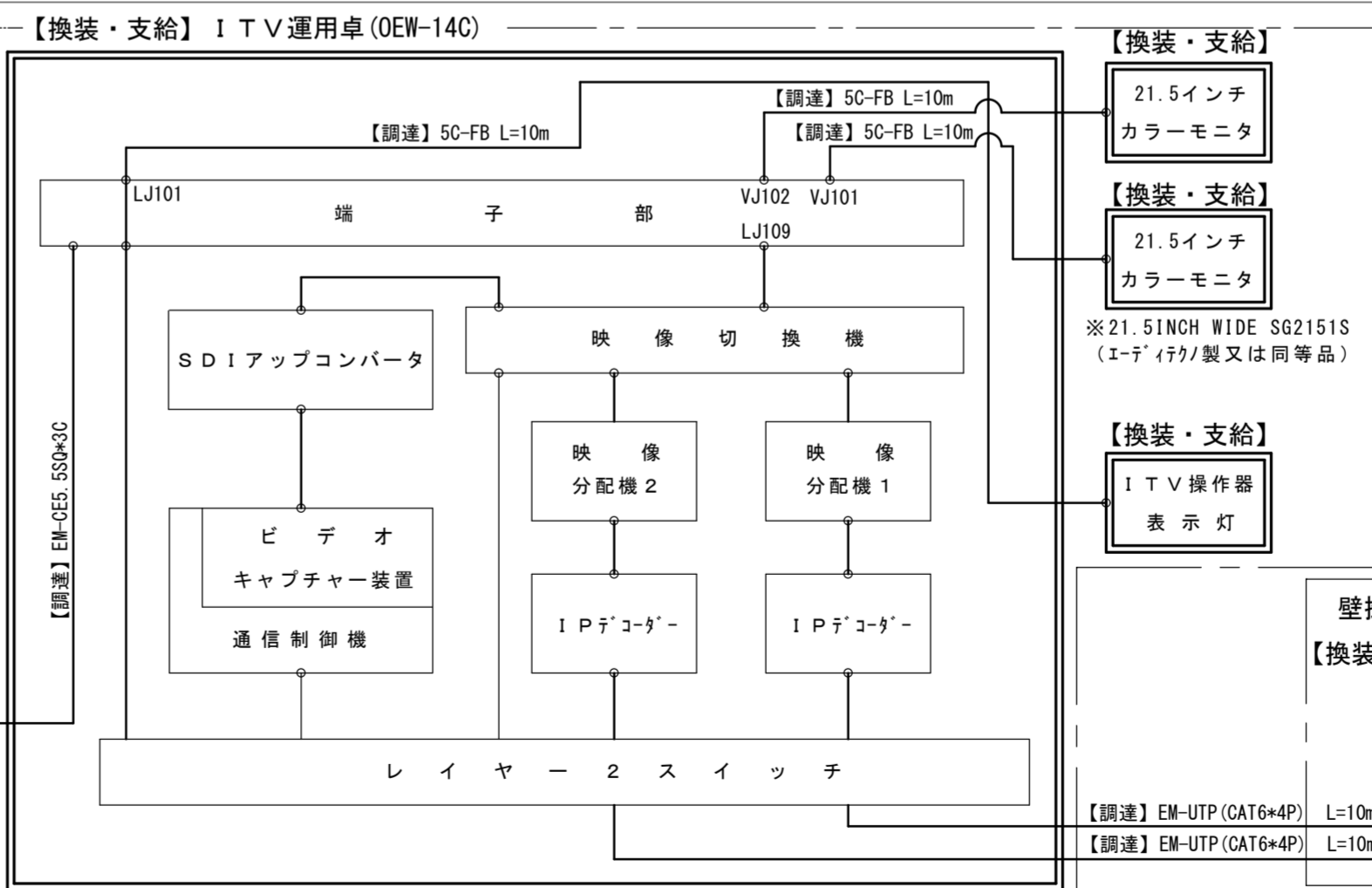
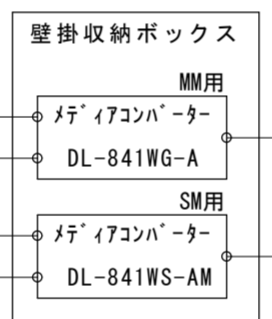
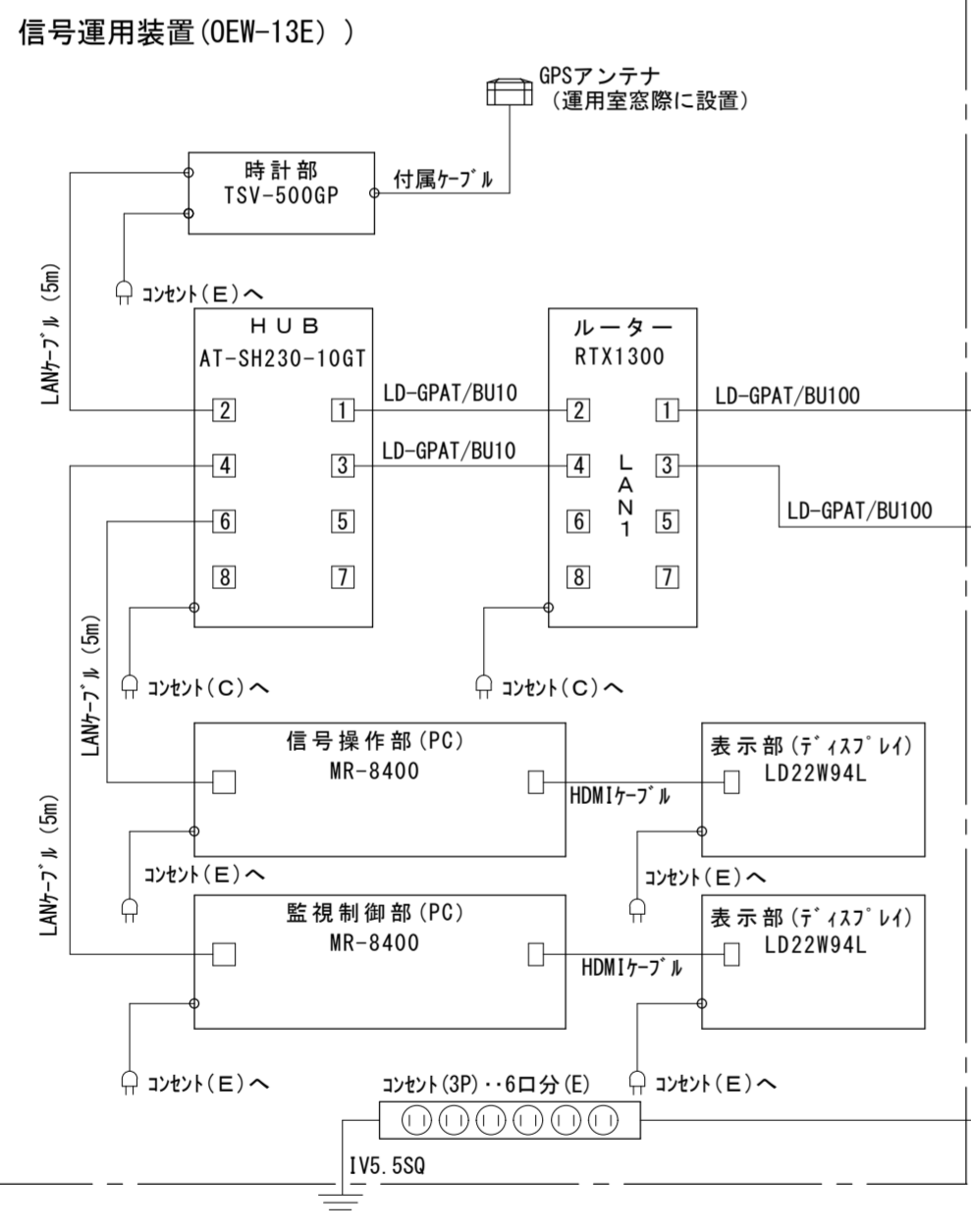
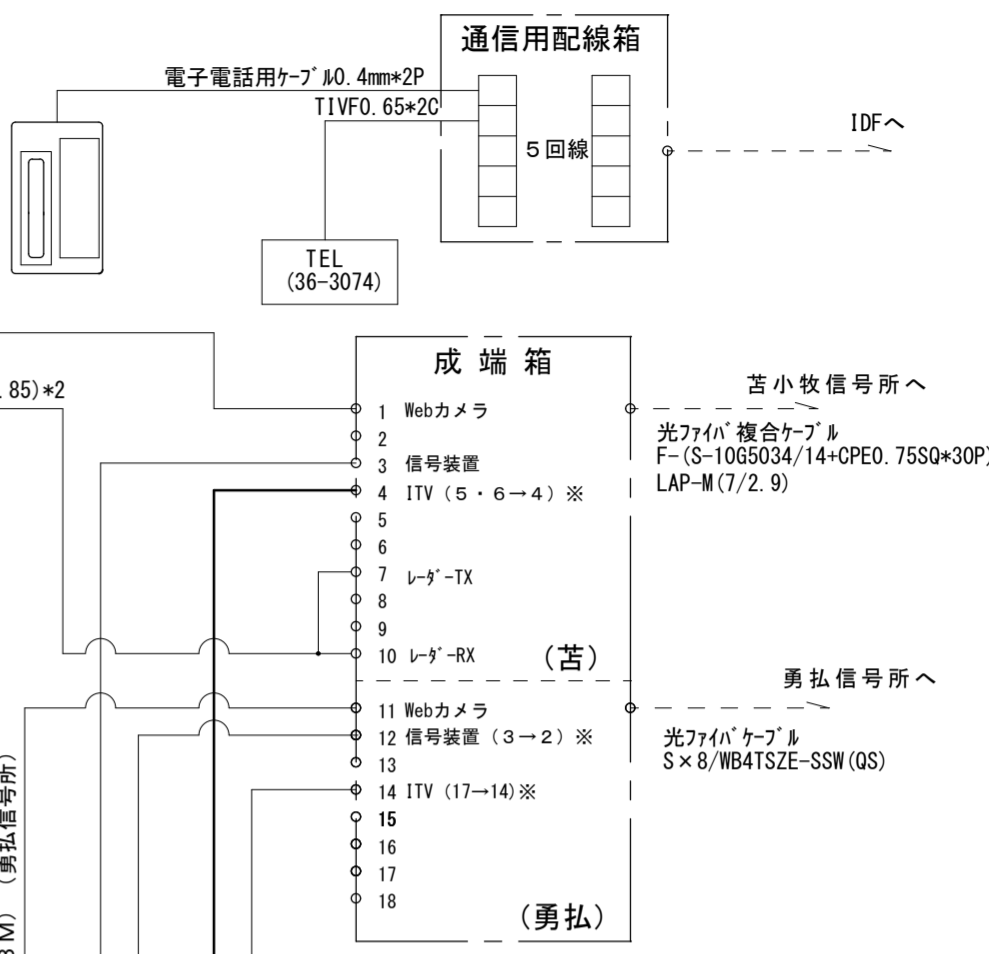
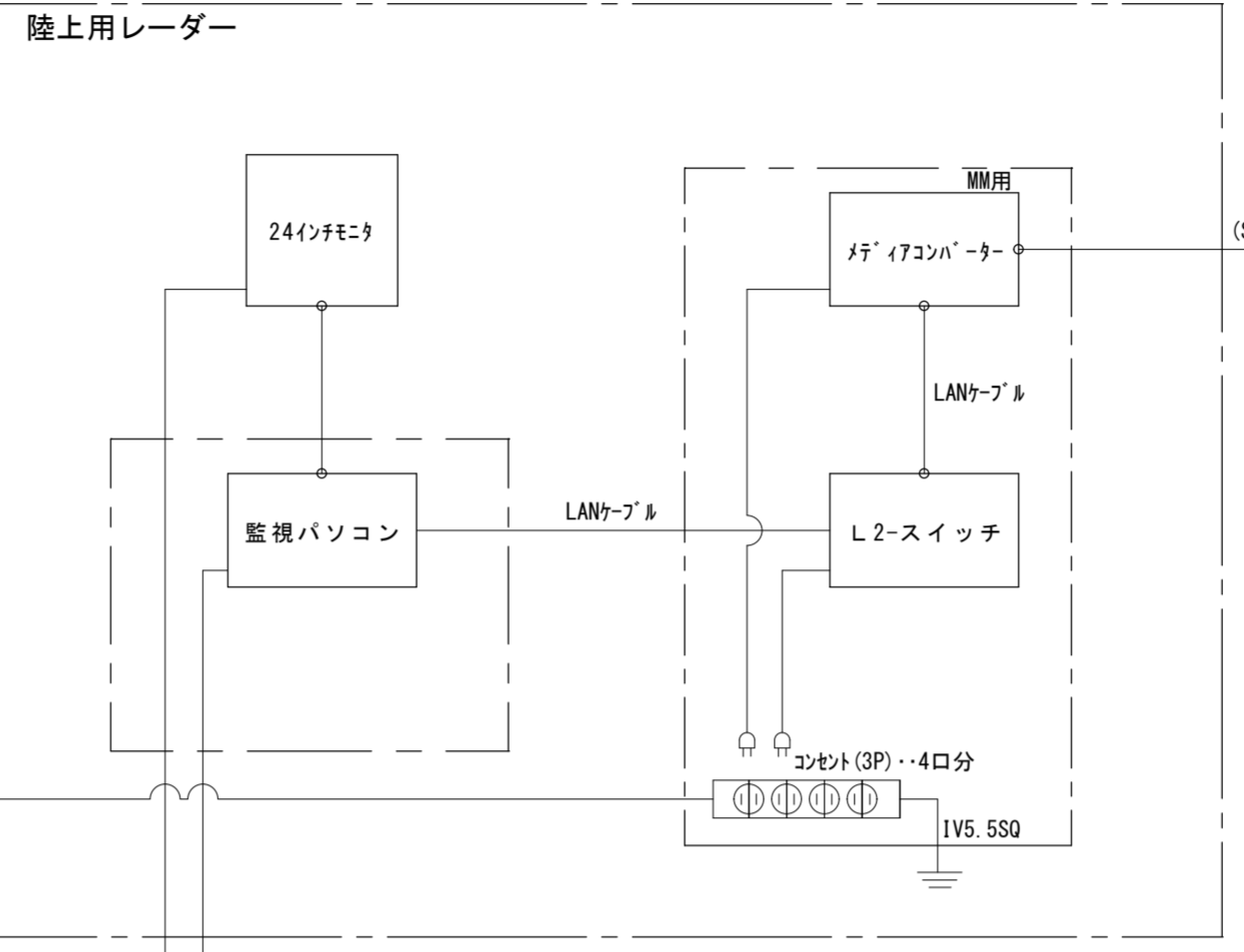
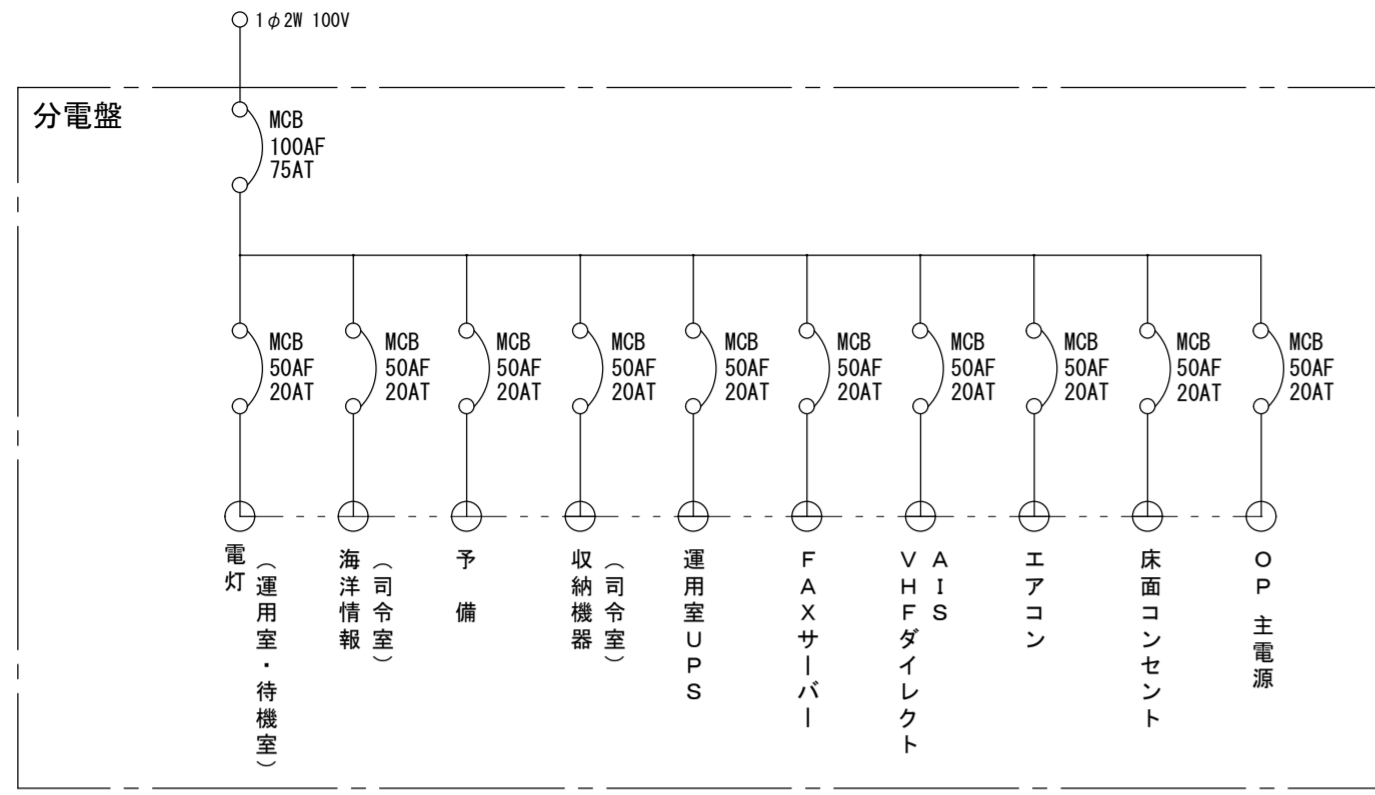
運用卓詳細図 S=NON



展開図 (B) S=1/50



令和6年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所 I TV 装置改良改修工事	図名 機器間接続図 (改修前)	縮尺 -	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 15	番号 14
-------	----------------------------------	--------------------	---------	-------------------	----	----------	----------



令和6年度	工事名称 吉小牧船舶通航信号所ITV装置改良改修工事	図名 機器間接続図(改修後)	縮尺 -	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	業数 15	番号 15
-------	-------------------------------	-------------------	---------	-------------------	----	----------	----------